

## 教育民生常任委員会 記録

1 開会日時 令和7年12月8日（月）午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

陳情第2号 学校のすべての教室および体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求めるについて

議案第91号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）

議案第92号 三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第100号 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

所管事務調査 放課後児童クラブの民営化について

4 出席委員 新田真一、月橋寿文、重信好範、藤岡一弘、増田誠宏、國重清隆、片岡宏文

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【教 育 部】宮脇教育部長、豊田教育部次長、渡部教育企画課長、新谷学校教育課長、山西社会教育課長、高野教育企画係長、田中学事係長、阿部児童育成係長

【市 民 部】松本市民部長、藤田課税課長、田島収納課長、奥野市民税係長、今井資産税係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○新田委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。

本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの教育民生常任委員会の令和7年12月定例会のフォルダにございます、審査順の通り行いたいと思います。十分な審査を効率的に行っていきたいと思いますので円滑な進行に皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

本日の委員会では、初めに陳情1件について、提出者から陳情書を提出されたその趣旨、内容等の説明をしていただき、委員からの質疑を行います。その後、所管部署である教育部から、この陳情に対する市の見解やこれまでの取組などのヒアリングを行い、委員から質疑を行います。次に市民部の議案1件、教育部の議案2件について審査を行い、その後、所管事務調査を実施します。以上の日程で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○新田委員長 ではそのように進めさせていただきます。

それでは会議に入ります。陳情第2号「学校のすべての教室及び体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求ることについて」の審査を行います。陳情提出者の「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」国民大運動広島県実行委員会から、県北地域労連議長の岸さんにお越しいただきました。

ご多用の中お出でいただき、誠にありがとうございます。

本日は初めに、陳情書の内容について説明をしていただき、その後、委員の方から質疑を行わせていただきます。時間は、説明と質疑を合わせて30分程度を予定させていただいております。また、本日の委員会審査は、ケーブルテレビで中継されております。映像やマイクによる音声の収録等の関係がございますので、発言はすべて着席のままお願ひいたします。なお、発言される際は、委員長と挙手をしてください。私の方から指名いたしますので、その後、発言を始めてください。よろしいでしょうか。それでは挙手し説明をお願いいたします。

岸さん。

○岸さん 県北地域労連の岸です。まず11月13日に行いました要請のうち、学校へのエアコン設置とトイレの改修を求める要請書を取り上げていただき、またこうして説明の機会をいただきまして大変ありがとうございます。陳情趣旨につきましては、年々夏の暑さが増しています。そういった中で、温暖化対策は緊急の課題と考えています。夏の学校の教室内では、温度が35度を超える日もあり、熱中症や集中力の低下など、体調や学習環境への影響が懸念されます。公立の小中学校へのエアコンの設置が進んでいますが、特別教室への設置が取り残されています。三次市には小学校20校と中学校12校ありますけれども、普通教室については100%エアコンが設置されているようすけれども、特別教室については、これは2024年の調べなんですかけれども、小中全学校の特別教室が318室あり、そのうちエアコンが設置されているのは195室の61.3%となっております。また、体育館へのエアコン設置につきましては、小中学校全体で5室しか付いておりません。近年の猛暑で子どもたちは日中に、屋外で遊ぶことも、体育の授業も取り止めている実態が増えています。国からの補助率や補助単価がアップしたこともあり、早急な予算化が必要です。体育館の空調化については、県内では、福山市、大竹市、熊野町で計画があると聞いております。公立学校のトイレについてはですね、県内全部の調べですかけれども、和便器になっているのが37%で、子どもたちの生活実態に合っていません。トイレに行くことを躊躇し、健康上の問題が生じるなどの報告もあります。洋便器への移行は緊急の課題です。さらに県内の多くの私立学校では温水洗浄便座が主流となっており、計画的な設置を求めます。陳情項目につきましては1つ目が、小中学校の特別教室を含むすべての教室にエアコンを設置すること、体育館にエアコンを設置すること、そのための計画を示し、予算を確保する。2つ目が、学校のトイレの洋便器への移行を早急に実施すること、温水洗浄便座の設置を進めることです。説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○新田委員長 それでは、質疑を願います。

○増田委員 ご説明ありがとうございました。その中で少しお伺いしたいんですが、一般的な部分で、ご説明いただきました部分と、三次市の具体的な部分もご説明いただいたんですが、三次市の実態の中で、どのような現場の声ですよね、児童生徒とか保護者、または学校関係者の声が、どのように意見を受け取られているか。そのあたり少し補足いただければと思います。

○新田委員長 岸さん。

○岸さん 申し訳ございませんが、ちょっと詳細な資料を持ち合わせておりませんので、回答することができないので、どうしても必要であれば、後日調査しまして議会事務局の方へ報告させていただければと思います。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 具体的に何パーセントとか詳細の現状とかっていうわけじゃなくて、もしご意見として、例えば生徒さんからこういうご意見をいただいてるとか、保護者でこういう意見が出てるとか、概要程度でいいんで、まずその辺、お聞かせ聞かれてましたら、少しお答えいただければと思います。

○新田委員長 岸さん。

○岸さん 私も教育現場におりませんでしたので、詳細というのを完全には把握しておりません。さらに私、三次市の住民ではないものですから、ちょっとあまり細かいことについてはちょっとお答えできかねるので申し訳ございません。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 本日は、説明に来ていただきましてありがとうございます。何点か質問をさせていただきます。まず1点目なんですかけれども、御委員会は住所が広島市東区というところにあるというふうに伺っております。今回ですね、三次市ということで、三次市の公立学校へのエアコンの設置等トイレの改修を求めるということで、今回運用指針に対してその三次市の学校現場環境をこのように変えたほうがいいというふうに思われた理由のところをですね、改めて説明をしていただければと思います。まずその1点お願いします。

○新田委員長 岸さん。

○岸さん この要請は県内統一でやっておりまして、各軍事費を削ってくらしと福祉・教育の充実を国民大運動広島県実行委員会というのが今の広島市東区へあります。広島県労連という組織があるんですが、その中の各組合があるんですが、各組合から学校現場の組合も当然あります。そういうようなところからの意見を吸い上げて、毎年、各県内の各自治体、三次市だけではなくて、すべての自治体へ集約したものの、各自治体へ合致するであろうところを要請に回っているような実態であります。なので、ここ三次市についても、こういう課題は当然あると思いますので、そういう趣旨で、11月13日に要請に来させていただいております。以上です。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 わかりました。ちょっとこの陳情趣旨のところから質問させていただきたいんですけども、エアコンの設置についてはですね、いろいろ様々な理由のところ、また補助金についてもるる記載をしていただいております。今回、陳情項目として、特別教室を含むすべての教室へのエアコンの設置、そして体育館へのエアコンの設置。そして2つ目に、和式トイレを洋便器へ移行することと温水洗浄便座の設置を進めることというふうにあります。今回温水洗浄便座なんですけれども、その理由のところが多くの私立の学校ではつけられているということだったんですけれども、そもそもなかなか今の

公立で温水洗浄便座がついてるところも少ないと思うんですけども、なぜこの私立の学校ではそれが主流になっているのか。その理由がご存じであれば、教えていただければというふうに思います。またこの温水洗浄便座をつけるべきであるという理由のところも併せて教えていただければというふうに思います。

○新田委員長 岸さん。

○岸さん 私立の学校へ、なぜ温水便座が多いかということでしょうが、予算上の問題といいますか、私立の方がこれちょっと私も調べていないので私の考えですけれども、生徒等を確保するために、そういうことで教育環境を良くしたいということで、そこの洋便器についても、温水便座になっているのではないかと思います。それと洗浄便座にした方が1つは衛生上の理由ということしか思いつかないのですけれども。

○新田委員長 その他ございますか。

片岡委員。

○片岡委員 本日は説明ありがとうございます。私の方からちょっと1点だけですね、体育館のエアコンについては、私も一般質問でさせてもらって推進していただければというふうに言っております。陳情項目の2の方の学校のトイレのことについてちょっとお伺いしたいことがあります。洋便器へ移行することと温水便座を設置するということでございますけれども、これは温水便座については、今ある洋式化されているところを進めるのが先なのか、今から洋式化に移行されるときに、一緒に温水便座にしてねっていうことなのか、その辺ちょっと思いがあれば。一気に全部変えるのは難しいと思うので、その辺どう考えておられるか教えてもらえばと思います。

○新田委員長 岸さん。

○岸さん 予算上のこともありますから、計画的に進められるのが一番いいと思いますので、その順番等については、予算の、例えばすでに洋式化されたものに設置する方が予算的には少なく済む可能性が高いので、そういうことも考えられるでしょうし、それは執行される市の方が、予算に見合ったように計画的に進めていただければそれで良いと考えております。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

國重委員。

○國重委員 今日はどうもありがとうございます。ちょっと1点ほどお伺いしたいんですが、このエアコンの方なんですけども、これ基本的に普通教室というのは三次市も100%なんですけども、当然県内も100%に近いんではないかなと思われるんですが、特別教室の方なんですけど、三次市が低い状態なんですが、その他の地区で非常に進んでると。もう100%になってるんだよというところがもしあればちょっと教えていただきたいなと思うんですけど。

○新田委員長 岸さん。

○岸さん 令和6年9月1日の調べなんですけれども、今委員おっしゃったように、100%になっている

特別教室のところがあるのはあります。安芸太田町が49室のうち49室全部ついております。大崎上島町が32室のうち32室全部ついております。あと高いところでは海田町が90%とかですね、そのような状態です。

○新田委員長 その他ございませんか。

重信委員。

○重信委員。本日はありがとうございました。岸さんが調べた、今現在のところでいいんですが、このエアコンについても、トイレの方についても、現場の先生の声を何点か聞いていることがあれば教えていただきたいと思います。ちょっと増田議員ともちょっとかぶるところもあるんですが、お願いします。以上です。

○新田委員長 岸さん。

○岸さん 申し訳ございません。ちょっと細かく聞いておりませんので、私は完全には知っておりません。

○新田委員長 その他ございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 本日はありがとうございます。1点質問なんですけども、特別教室と室内の運動場、体育館ですよね、両方ともエアコンの設置を求められてますけども、優先順位としては、特別教室なのか体育館なのかどちらの優先順位が高いと思われますか。

○新田委員長 岸さん。

○岸さん 私は使う頻度から考えて特別教室を先につけるべきだとは思います。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田院長 ないようでしたら、以上で陳情提出者からの説明を終わります。岸さん、ありがとうございます。どうぞご退席ください。

(陳情者退出、教育部入室)

○新田委員長 続いて、陳情書に対して、所管部署である教育部に対するヒアリングを行います。宮脇教育部長、よろしくお願ひいたします。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 それでは、三次市立小中学校トイレの洋式化の状況について説明をいたします。資料の方を提出しておりますので、そちらの方をご覧ください。まず1ですが、こちらがトイレの設置状況になります。小中学校合わせたトイレの便器の総数は890基、そのうち洋式トイレは447基で、洋式化率は50.2%です。洋便器1人当たりの使用人数は7.3人でございます。2をご覧ください。学校のトイレは、小中学校トイレ洋式化事業として、順次洋式化を進めております。昨年度と今年度の整備箇所と状況でございます。この他、三次小学校は改築工事により、すべて洋式便器となっております。本市の

学校施設の多くは、昭和40年代後半から60年代前半に建築されております。国勢調査によりますと、昭和60年当時の児童生徒に相当する7歳から15歳の人口が7,995人で、建築時はこの人数に対応できるような和便器の設置となっております。令和7年5月1日の児童生徒数は3,275人で、昭和60年当時と比較して約4,700人減少しております。現在の児童生徒数に対する洋式トイレの設置は、小中学校ともに約8人当たりに1基となっております。このような状況から、限りある財源を効果的に活用するため、洋便器1基当たりの使用人数が平均以上の学校の整備を進めて参ります。また、温水洗浄便器の導入につきましては、整備費や補償破損等の維持管理、衛生管理の負担増の懸念から、整備予定はございません。

続いて、教室へのエアコンの設置状況でございます。3をご覧ください。普通教室は小中学校ともに100%を設置しています。特別教室は全体が67.8%、小学校が60.9%、中学校が75.7%です。特別教室への設置は、順次計画的に進めておりますが、並行して、昨今の異常気象や空調機の経年劣化による機械故障も相次いで発生しており、加えて、電気設備の更新も必要であるため、設置率が上がっていないような状況でございます。続いて、屋内運動場ですが、作木小学校のみ、文化センターのアリーナと併用となっており空調がございます。今年度は暑さ対策として、全小中学校の体育館にスポットクーラーを設置したところです。引き続き、トイレの洋式化と同様に、喫緊の課題である学校施設の老朽化対策とともに、学校の改築や大規模改修の際に、施設の状況に合わせて整備を検討して参ります。体育館への冷房の導入につきましては、設備の導入費用及び設備の更新費用に係る市の財源の確保が大きな課題でございます。災害時の避難所としての機能と学習環境整備の観点から、将来的な検討課題であると認識しております。今後、国へ引き続き要望し続けるとともに、補助制度などを注視していくたいと思います。以上でございます。

○新田委員長 それでは質疑を願います。

國重委員。

○國重委員 2点ほどちょっとお伺いしたいんですけども、まず1点はエアコンの設置状況の中においてですね、特別教室を今から順次進めていくんだと思うんですけども。このエアコンを設置した場合の、当然積算をされてると思うんですけども、もしわかれれば積算の単価というか、どのぐらいかかるかというのを教えていただければなと思います。もう1点は、室内運動場なんですが、このエアコン設置の小学校の5%、中学校はまだしてないということなんですけれども、その5%というのは、どこの小学校なんですかね。ちょっと教えてください。

○新田委員長 今、説明の中ありました。2問目はもういいです。積算はどういう単位で。1教室当たりとか。

○國重委員 そうですね。

○新田委員長 そういう出し方がありますか。全体ですか。体育館ですね。体育館。

新谷学校教育課長。

○新谷学校教育課長 体育館の場合であれば、三次市での屋内運動場の空調設備の実績はございませんし、広さによって事業費の幅があると思うんですが、参考として学校施設の環境改善交付金の補助上限額においては、電気式の空調設備においては1施設当たり1.1億円となっております。

○新田委員長 上限額ということですね。その他ございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 ではまずエアコン設置についてお伺いします。今回陳情いただいている内容は先ほど説明もいただきましたが、特別教室を含むすべての教室にエアコンを設置すること、また、体育館に設置すること、そしてそのための計画を示し、予算を確保することが1つ陳情項目で上がっています。エアコンの設置につきましては、これまで何名かの議員も一般質問で取り上げられておりまして、令和5年9月定例会の一般質問では、宮脇教育部長が先ほど説明された、全く同じ通りのことを答弁としてされています。改修のときに合わせて検討していくというふうな答弁をされておりました。先ほどもですね、今後も検討していくと。また財源の確保も含めて、将来的な検討課題であるというふうな認識を教育委員会としては持たれていることも理解をさせていただきました。その上で今回計画を示してくれという陳情内容ではあるんですけれども、教育委員会として、エアコンの設置は、近年の異常災害も含めて、課題であるというふうに思っている中で、今後計画を考えられる、または示す予定があるのかまず1点聞かせていただきたいと思います。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 エアコンも今普通教室は100%になっております。特別教室の方が先ほどご説明した通り、70%から60%ということで、順次やっていくということです。計画といいますか、今やっていないところへ順次はめ込んでいくということが1つ、体育館につきましては先ほど申し上げましたように、なかなか設置費用もかかりますので、計画的にというところが少し難しいこともございまして、改修等に合わせてやっていくという方針でございます。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 そのところですよね。2年前も同じ答弁でそれはよくわかっているんですけども、費用がかかる。ただ、あの今、教育委員会としてはエアコンを体育館についてですけれども、設置したいという意向をお持ちになられていて、それが改修時であると、やはりその予算がかかるということもあって、計画的にしていく必要があるんじゃないかなと思っているんですけども、そこは臨機応変にやっていくのか。それとも計画を持って、今年は何個設置します、来年は何個設置します、どこどこ小学校、どこどこ中学校を設置します、というような計画は改めて立てるお考えはないのか。そこをちょっと1点確認させてください。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 先ほど申しましたように、改修の際には検討していくという計画というか方針でございます。といいますのが、先ほど申しましたように、学校がやはり大変老朽化しております、体育館

への空調ももちろん検討必要なんですけれども、それ以前に、今の普通教室の空調がこの暑さで壊れたりですとか、あとは設備的にも壊れている。そして当初にもございましたようなトイレの洋式化という課題もありまして、トイレの洋式化は今の全体の平均ですと、ほぼ半分、概ねいい数字を持っていると思いますが、ただ個別のところにあたりますと、まだ順番を待っていただいているところもございます。大変申し訳ないんですけども、やはり財源の有効活用という意味では、そちらの方を優先したいという思いでやっていきたいと考えております。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 エアコンについては理解をしました。温水洗浄便座についてちょっとお聞きしたいんですけども、今回陳情項目で温水洗浄便座の設置を挙げられています。先ほどの説明で私聞き逃していたら申し訳ないんですけども、温水洗浄便座の設置をする予定はないというふうなところで理解をしたんですけども、私もちょっといろいろ調べてみたんです。温水洗浄便座を設置するメリットって何かなあと。お聞きしたいのは私が言うよりも、教育委員会として今回陳情で上がってきます学校の施設に温水洗浄便座を設置することで、どのようなメリットがあるというふうにお考えでしょうか。またはその温水洗浄便座を設置しないという方向性のところについての理由のところも併せて教えていただければというふうに思います。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 先ほど申しましたように、整備費とか故障破損の維持管理、衛生管理の負担の軽減から整備予定はないということなんんですけども、もしメリットといたしましては、今家庭の方に随分普及しておりますので、家と同じ環境で、トイレが使用できるということはあるかと思います。ただ一方で、一般的な調査ですけれども、家じゃないところでウォシュレットを使うのはあまり好きではないという人達も一定程度おるという調査もありますので、そういうこともありますし、子どもたちにメリットがないとは思いませんけれども、今は待っていただいている洋式化の方が先だというふうには認識しておりますし、故障でありますとか、費用、衛生管理、今度はかなり几帳面にやっていかないといけないということもございますので、そういう面から総合的に勘案しますと、やはり設置の予定はないということに考えております。

○新田委員長 その他ございますか。

片岡委員。

○片岡委員 私の方から2点ほどお伺いしたいと思います。1点がトイレのことです。トイレについては洋式化をまず順次進めているということでございます。今回、陳情で上がっています温水便座についてわかれれば教えてもらいたいんですけども、私立ではこれが主流になってきているという陳情者からの意見でございましたけども、実際、市立の学校で温水便座入れた例とかあるのかどうか、1点お伺いしたいのと、もう1個が、スポットクーラーについてお伺いしたいです。今、スポットクーラーを全小中入れてるということでございますけれども、この使った感想、少人数であれば、スポットで冷や

すことってすごい効果はあると思うんですけど、スポットクーラーはどのぐらいメリットがあって、現場からどういう意見があつたっていうのがあれば、また教えてもらいたいというふうに思います。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 1点目の温水洗浄便座の設置については基本的に市内の学校には設置しております。

○新田委員長 新谷学校教育課長。

○新谷学校教育課長 スポットクーラーですが、全校に配られたことによっての感謝の声は寄せられております。特に夏期活動の体育活動であつたりとか、部活動の際にスポットクーラーで体を冷やした実践がありまして、そのことによっての熱中症予防については、一定の効果があると考えております。

○新田委員長 片岡委員。

○片岡委員 市内にはないのはわかってるんですけど、温水洗浄便座ベースがですね、県内とか全国で一律入れた例があるのか、わかれればだったんですけど、ないですかね。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 全部調査しておりませんので、すみません、わかりません。

○新田委員長 その他ございますか。

重信委員。

○重信委員 エアコンのこと1点お聞かせください。エアコン設置状況は、特別教室で67.8%になつております。特別教室と言えばですね、音楽室、家庭科室、図工室という教室が考えられますが、本市の課題としてですね、今、67.8%の執行率ですが、どの教室がですね、一番時間かかるのかなというところをお聞かせください。以上です。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 特定の教室ではございませんで、各学校で少しずつついていないという状況でございます。できる教科につきましては、普通教室で授業を受けさせておりますので、全く暑いところでやっているというわけではございません。

○新田委員長 ちょっと今まで、この特別教室のエアコン設置についての今後の計画見通しみたいなものは立てられておりますか。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 予算の範囲で順次つけておりますけれども、例えば今回三次小学校にプレハブで仮設されておりまして、そちらの方にもエアコンがついておりました。そのエアコンを持っていって、つけたりするようなこともしております、経費の低減と、早く順番を回すということも考えております。

○新田委員長 ここ何年までには100%とかいう計画はない。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長。年次の計画を持っておりませんけれども、少しでも早くということは考えております。それも言いますのは先ほど来申しておりますように、最初につけたエアコンが実は壊れているところもございまして、普通教室のその手当を第1でやらなければならないということと、キュービクルの問題でつけてにくいところがあつたりしますので、なかなか計画的にはやっておりますが、年次を切るのが難しいという状況もご理解いただければと思います。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 私の方からトイレの方についてなんですが、洋式化っていうのもやっぱり大事だと思うんですけど、ウエット仕様であるとかいう面もあって、衛生面など、トイレそのものの課題もあるんじゃないかなと思うんですけど、その中で、先ほど陳情者からトイレに行くことに躊躇するという意見がありまして、実際にちょっと私の方も、本市の中学生からそのような声も聞いたこともあるんですが、促進していくんといけんというのは教育委員会としても思われてると思いますが、今後どのように進めていくかということで計画的にいうことがありまして、今年度事業してまして、また来年度、三次中学校というふうにされていくんだろうと思うんですけど、利用率とかのことも先ほどおっしゃっていましたし、順番についても少しあっしゃってましたけど、順番とかいうのは、大体ある程度もう、今後どういうふうにしていくかってのはもう現時点でもうある程度決まっている状況、そこまで決まってる状況なのか、1点ほどお聞かせください。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 最初に部長も申し上げましたけども、児童生徒数も随分減少してきておりますので、現状の児童生徒数に応じまして対応できるように、財源や予算も勘案しながら計画的に進めていきたいというのが現状です。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 先ほど渡部教育企画課長も申しましたが、そのようなことで補助金も実は申請もしておりますので、一定程度順番は持っております。

○新田委員長 その他ございますか。はい。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 トイレの洋式化率のところなんですが、これ便器の総数に対しての50.2%が洋式化ということなんですが、何度もこういう委員会とかで聞かしていただくと、あまり使ってなかつたりとか、全部を変える必要はない、私も思うところもあるんですけど、実際にはこれ、洋式化率をどこぐらいまで上げようと思われているのかが1点目と、あと体育館とかですね、避難所になっていたりとか、一般の市民の方が使われる町民体育館であつたり、市民体育館にされているところの洋式化は進んでいるのかどうか、その2点お伺いします。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 こちらも先ほど、冒頭、部長が申し上げましたように、今小中学校多くが30年以

上経過しておりますと、建設当時の児童生徒に対応する数というところで便器も整備されておりますので、おっしゃっていただいたようにすべての便器を洋式化というところは現在考えておりません。おっしゃっていただいたように、これを何%に持っていくかというよりは、現在の児童生徒に応じた数に適切に整備していきたいというのが現状です。体育館などにつきましては避難所になっているですか、そういったことも優先順位の中で検討項目になっておりますので、それらも勘案しながら順次、整備を進めているところです。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 体育館はまだできてないところもあるということですかね。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 基幹避難所につきましては洋式化が進められています。洋式便器がないところはありません。学校の屋内運動場についてということです。

○新田委員長 スポットクーラーの効果というか、メリットの質問がございまして、私現場の声聞いたら、ほとんど役に立ってないという声を聞くわけですけど、体育の授業でも或いは学校行事でも、体育館へ集まって、いわゆる体調を崩したとか、熱中症の疑いがあるとかといったような事案があれば、どれぐらいあるかなしか教えてください。アバウトで結構です。それから、中止した体育館で、体育しようと思ったとか、体育館の行事で全校集まって何かしようと思ったけど、暑すぎるから中止したというような事案がもしかあつたら教えてください。3つ目、水泳指導は、今、65度っていう指数が一応示されてますよね。水温と気温と合わせて65度以上だったらプールもやめると。暑すぎたら要はやめると。体育館使用について、何かそんな基準みたいなんが、あるやなしや、あるならどんな基準があるか教えてください。

新谷学校教育課長。

○新谷学校教育課長 まず熱中症の暑さによる体調不良等なんですが、保健室で屋外や屋内体育館等の熱中症等の暑さによっての休養を要した事例については一定数報告されておりますが、それが本当に屋内運動場での体育の授業が原因っていうことについては難しいとは思うんですが、概ね20件程度の体調不良は確認しております。また、先ほど、水泳においては、水温と気温の合算のところなんですが、体育館の使用に関わっては、文部科学省が示しております暑さ指数を活用して、使うか使わないかについての判断をされておられます。その中で、基本的に屋内運動場での体育の授業については控えさせてもらって、涼しい教室で環境を過ごすというふうなことで、行事が、体育の授業ができなかつたりとか、中止になったっていう事例については挙がってはおりません。

○新田委員長 今の文部科学省、屋外って言っちゃったんですかね。暑さ指数、WBGTとかいうやつですかね。それを屋内も同じように活用ということはないということ。屋外はそれで、一定の指標が上がれば外はだめよとか、屋内については特にそれについては指示はないということでいいですかね。

新谷学校教育課長。

○新谷学校教育課長 屋内も同様に暑さ指数に基づいて高温になりうる環境ありますので、それについての体育館の実技に伴う授業は原則中止にしております。

○新田委員長 わかりました。その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で陳情第2号の審査を終わります。教育部の皆さん、ありがとうございました。

(教育部退室)

○新田委員長 ここでしばらく休憩したいと思います。再開は10時50分とします。

午前10時44分 休憩

午前10時50分 再開

○新田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。議案第91号「三次市税条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

松本市民部長。

○松本市民部長 それでは、課税課が所管いたします、議案第91号「三次市税条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明いたします。提出させていただいております資料に沿って説明をさせていただきます。

最初に、本条例改正案の改正理由を説明いたします。本改正案は、令和5年税制改正において、公示送達の公示事項について、インターネットを利用する方法により、不特定多数のものが閲覧できる状態に置く措置を取ることとなり、その定義を示す総務省令の改正に伴い改正するものです。施行日は、地方税法等の一部を改正する法律の公布日から3年3か月を超えない範囲において、政令で定める日とされており、広島県からは、改正民事訴訟法の施行日、遅くとも令和8年5月24日を待って行うこととされています。次に、改正内容の要旨について説明いたします。第18条の改正は、省令の改正に合わせて改正するものです。第18条の3の改正は、第18条の改正に伴い、規定の整備をするものです。続いて、本改正の背景や市民等への影響についてご説明をいたします。初めに、公示送達は行政機関が私人に通知等を行うに当たり、そのものの所在が不明である場合に、一定期間、掲示する制度で、本市では、現行、本所及び支所の掲示板に掲示をしています。今回の税制改正により、インターネットを利用する方法により、不特定多数のものが閲覧することができる状態に置く措置を取るとともに、公示事項が記載された書面を掲示板に掲示し、または公示事項を、その地方団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をできる状態に置く措置を取ることによってすることとされました。本市では、現在、課税課では、各税目の納税通知書など、収納課では、督促状などの不達の際、送付先等の調査を実施してもなお所在が不明である場合に公示送達を実施しています。以下、今回の改正イメージについてのイラストでございます。

次に、2の公示事項の見直しについてでございます。デジタル庁では、各省庁の他省庁に対して、公

示送達のデジタル化の運用方針を示しており、これを踏まえて、公示事項の改正要領は、総務省令で示される予定です。また、税務署で取り扱いを示す国税通則法では、公示事項の見直しにおいて、送達すべき書類の名称に変えて、公示すべき書類を特定するための必要な情報とされています。このことを踏まえ、本市における公示事項は、現段階においては、表の通りとするよう考えております。なお、今後、総務省令で示されれば、それに準じた内容にする予定でございます。

3としまして、プライバシーへの配慮につきましては、デジタル庁に示す公示送達のデジタル化の運用方針をもとに、公示事項の見直しの他、公示期間経過後の終了措置、公示を継続する必要がなくなったと合理的に判断できる場合に、個別にその公示を終了するなど、適切な対応をするとともに、インターネット上の機械的な情報収集手法への対策を関係課とも連携して対応することとしております。以上、説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○新田委員長 質疑を願います。

藤岡委員。

○藤岡委員 何点か質問をさせていただきます。まず今回の背景についてなんですかけれども、今まで掲示板等で書面の掲示をされていたと。これが一定期間したら要はちゃんと本人に連絡しましたよというようなことになると思うんですけれども、それを今回、次からは、掲示板も含めてプラスインターネットによる公表をするということを想定もされているということで、この背景のところがちょっとわからなかつたので、より連絡できるようにパソコンでも示しましょうということなのか、今回の法改正のところの背景のところがちょっとです。2点目なんですかけれども、インターネットによる公表を想定というふうにあるんですけれども、三次市の場合はどういうふうにインターネットを活用して公表しようとしているのか。いわゆる三次市役所にパソコンを設置して、そこから誰もが閲覧できますよというふうにするのか。例えば、三次市のホームページからそこの専用サイトに入れて、検索できるようにするのか。そのようなことをどのように想定されているのかお聞きしたいと思います。最後3点目なんですかけれども、プライバシーへの配慮についてご説明をいただきました。この中にですね、掲示をする、掲示をやめる判断のところに掲示を継続する必要がなくなったと、合理的に判断できる場合というふうに記載をしていただいているんですけれども、この合理的に判断できる場合とはどういうところを想定されているのか。以上3点ほどお聞きしたいと思います。

○新田委員長 藤田課税課長。

○藤田課税課長 まず1点目の、こうした流れになった背景でございますけれども、一番大きいのは令和3年の12月にですね、コロナを経て、構造改革のためのデジタル原則というのが策定をされました。紙でやったりアナログでしていたものが、なかなかコロナの際、難しいということがわかって、押印廃止もその1つだというふうに思いますけれども、そういったデジタル処理で、何でも完結をする。機械で自動化を基本として行政の内部もそのデジタル対応を実現するということで、構造改革なのだという流れでございます。その中でデジタル社会の形成を図るためにデジタル社会形成基本法の一部を改正す

る法律が令和5年の6月16日に公布をされています。これを見てですね、各省庁にデジタル化の指示が出ておりまして、今回のこの公示送達の件につきましては、一番早かったのが法務省だと思いますけれども、改正民事訴訟法の関係で、早く計上しないと裁判も開かれないとそういう手手続きの煩雑さのところをデジタル化するということで進めてきました。私どもの地方税法につきましては、先ほどありましたように令和5年の税制改正のときに、地方税法の一部改正がされまして、そこで公示送達をインターネットを利用して不特定多数の人が閲覧できるようにするということが決まったわけです。その施行は3年3か月以内に、総務省令で出しますよということで、この令和7年の3月31日に、と、その令和7年の税制改正とともにですね、総務省令が示されまして4月1日からの、その省令施行になりました。しかしながらプライバシーに配慮する、後程また話をさせていただきますが、そういった面で懸念されることがたくさんありますので、デジタル庁は、令和6年12月からですね、そういったデジタル手法ですね、いかにしてプライバシーを守るのかというところの技術的なことを、中核省庁において通知を出しておりまして、こういった対応をして、各省庁で対策をしなさいというのを出しております。今回、私どもがそれを参考にですね、しようと思ったんですけど、まだ具体的な総務省からはまだ来てないんですけども、財務省令、国税ですね国税庁の所管される財務省令の方で、同じ税務分野。2点目に、どのような活用するのかと、三次市においてはということでございますが、イラストで、これまで掲示板で、本庁と各支所に掲示場がございますので、そこで掲示をさせていただいたのを、まずインターネットによる公表っていうのが原則になりますので、これはホームページ上に、税の分野の画面で掲示をするということを考えております。それプラス、やっぱりインターネットが活用できる、或いは見られる環境がない方もいらっしゃいますので、プラスの2つの方法、または、がありますので、引き続き掲示場に掲示するか、事務所のパソコンで見られるようにする、これどちらか選択するようになります。三次市としては、この税における公示送達につきましては、今考えているのは事務所にあるパソコンで同じホームページ上の画面を見て、要請があれば、その画面を見ていただくと、カウンター越しに見ていただくということを考えております。最後にプライバシーに配慮した中での合理的な判断については、具体的にどんなものかといいますけれども、このことにつきましては、公示送達期間中にですね、何らかの形で居所が判明した場合、例えばご親族の方から情報提供があつたりとか、或いは本人から期間中に、まだ通知が来ないんですけどというか、そういう連絡があることもございます。そういったときには、その公示する必要がなくなりますので、そういったときは落とさせていただくということが考えられます。或いは三次の住所地にいらっしゃらないくて、公示送達ですけれども、どちらかでお亡くなりになって、その死亡通知が来てわかつたとかですね、いうことも、公示送達の必要がなくなりますので、そういった意味では、例としてはそういったことが挙げられるというふうに思っております。

○新田委員長 その他ございますか。

片岡委員。

○片岡委員 私の方から 1 点お伺いします。この公示についてでございますけれども、これ大体、年間でどのぐらいの件数、公示されているのか。

○新田委員長 松本市民部長。

○松本市民部長 公示案件ですけども、収納課の方で言いますと、令和 5 年度データですけども 74 件ぐらいです。実際に掲示板を見られて、その事項が解決したということはありません。一定程度、これは公示をして一定期間を過ぎますと、送達をされたとみなす行政手続きになりますので、それを見て私たちが出てるとかっていう確認を、そういう趣旨はあるんですけども、実際現実問題とすれば、そこはございません。

○新田委員長 その他ございますか。私から 1 件。プライバシーの配慮に対して、合理的な判断によって取り下げる云々の質疑がございましたが、「2 公示事項の見直し」っていうところに対して、表の中に現行と送達すべき書類の名称見直し後、送達すべき書類を特定する番号と氏名があつて、左と現行と比べると、住所の欄はない。これらは配慮すべき中からこういう形になったのか。裏返せば、現行だとこれは掲示板ではあるが、出ていることですよね。公示される。こっちはあることについての課題はなかったのかということについてはどうなんでしょうか。

松本市民部長。

○松本市民部長 今現行掲示板に掲示している書類については、例えば納税通知書であれば何期の何年の納税通知書であるとか、督促状であれば第何期の督促状という形で、書類の名称も記載されたものが掲示されています。それから三次市の場合は、それに合わせて氏名と住所、送った住所ですね、を記載しています。現行、地方税法の方については、何を書きなさいという明確な基準はありません。その中で各裁判所であつたり、各自治体の例を見て、こういう形で現行公示送達しています。今回、見直すことにつきましては、先ほど課税課長が申しましたように、まだ総務省令でこれを書かなきやいけませんということの通知も出ておりません。その中で、国税通則法、國の方においては、現在の取り扱いとしてはこういうものが出ておりますので、いわゆる送った書類の側、特定できる番号でいいですよというものです。それから、当然ながらお名前を書くという形で現在考えておるというところでございます。今後、総務省の方から、公示送達についての具体な公示事項が参りましたら、当然ながらそれに従って参るというような形でございます。

○新田委員長 だからこれは今、三次市役所で考えたらこういう形になるんではないかという。

松本市民部長。

○松本市民部長 総務省令が特段示されなかつた場合は、この形で公示をしていきたいと思っております。ただし、今後いろいろな判例が出たりするとは思うんですけども、いわゆるこれを公示しないと、事項を書いてないと、公示送達とはみなされないというような判例が出た場合にはですね、またそれはそれで見直しをかけていく形にはなろうかと思います。

○新田委員長 他ござりますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第 91 号の審査を終わります。市民部の皆さん、ありがとうございました。ここで説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(市民部退室、教育部学校給食担当課入室)

○新田委員長 それでは次に、議案第 92 号「三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 それでは、議案第 92 号「三次市学校給食共同調理場の設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明申し上げます。

本案は、三次市学校給食共同調理場の運営に係る今後の方針に基づき、老朽化した甲奴学校給食共同調理場を令和 7 年度末で廃止し、令和 8 年度から三次学校給食センターに統合することに伴って、関係条例である、三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。その内容は、第 2 条の表から、三次市甲奴学校給食共同調理場の名称と位置を削るものでございます。資料をご覧ください。1 として、取組の経過を書いております。保護者説明会、学校給食共同調理場運営委員会関係者への説明、給食試食会等を予定しております。また、施設の概要もつけておりますので、ご覧をいただければと思います。なお、保護者の方からはご理解をいただきておるところでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○新田委員長 それでは質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 資料の方を見させていただきまして、保護者説明会を 4 回ですね、場所が違う、対象が違うんですが、4 回されてますが、その中でどのような意見が、主なものでもいいんですけど、どのような意見があったのか。またそれに対して、回答が必要な部分については、回答なりまたは対応なり、どのようなものがあったのか、されたのか、お伺いします。

○新田委員長 小原学校給食担当課長。

○小原学校給食担当課長 お伺いのありました、保護者説明会においての意見としましては、給食は適切な温度のものが届くのか。また、配送から喫食まで 2 時間以内で可能なのか。また配送にあたって雪等があった際にですね、配送がきちんとできるのか、というご心配の声をいただきました。まず、温かい料理については、給食センターの方におきましては二重食缶で保存し、冷たい料理につきましては、保冷剤つきの食缶を使用することにより、適切な温度を保っているということ、配送については、また雪の際ですね、対応なんんですけども、こちらの方につきましては、他の複数のルート等も考えて、確実に給食が届くようにということを、業者の方としっかりと確認をして参りたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 おそらく配送あたりかなと思ったんですが、その中で雪の部分のとか、そうですね、50分以内で配送できるという部分で、回答された部分なんですが、中国横断自動車道尾道松江線があるんで、通常であればそこまで時間かからない部分があるんかなと思うんですけど、実際のところは距離があることは現実の部分なんで、その辺りのルート設定なり、また緊急時、中国横断自動車道尾道松江線が不通になったときの冬期のルートなり、その辺りしっかりシミュレーションされるとかは、または実際に走らせて、実際の車にて、時間の計算をされているのか。そのあたり対応というのは、どのようにされているのかお聞かせください。

○新田委員長 小原学校給食担当課長。

○小原学校給食担当課長 中国横断自動車道尾道松江線については自動車専用道路でございますので、事故等があって、通行が止まってしまうということはあってはいけませんので、基本的にはですね、国道184号線、県道27号線を経由して配送するように考えているところでございます。業者の方とはですね、しっかり今後、シミュレーションをしっかりしてですね、準備を重ねて、確実に届くようにということを、協議をして実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○新田委員長 今の中中国横断自動車道尾道松江線は基本使わないというのは、理由をもう1回教えてください。

小原学校給食担当課長

○小原学校給食担当課長 中国横断自動車道尾道松江線を使わないというのは、事故があつて、高速道路での通行ができませんよという事態がある場合がございますので、こちらの方もですね、国土交通省等に確認して、そのような事例があったというふうに確認しておりますので、そういったことがあつて、給食を確実に届けられないという事態になってはいけないということで、中国横断自動車道尾道松江線については想定をしてないというところでございます。

○新田委員長 いや、それはわかるんですけど、逆に、宇賀峠を豪雨のため中断。そこらは想定されない。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 天候の方につきましては、事前に、天気予報等もわかりますので、配送事業者と十分協議もいたしまして、ルートの方は変える可能性もございまして、今複数ルートも検討しているところでございます。

○新田委員長 その他ございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 そのルートに関して、私甲奴から、今日もそれ乗ってきて、中国横断自動車道尾道松江線で来て、月に何回も何回も来てますけど、まず下道を通るっていうことは、もう今の段階ではありえないっていう状況なんですよね。甲奴から来るんだったら。三次学校給食センターからすぐ乗れますよね。そして降りても梶田なんで、すぐなんですよ。なので、もう一度いろいろ検討していただきたい

と思うんですけども。確かに年に何回かは通行止めになることがあるかもしれないんですけど、下の方がよっぽど私、宇賀峠は通りたくないんですよ。冬。皆さん避けますけど。あそこは本当に滑るんで、そういったことも加味されると、上の方がよっぽど安全かなというふうに、甲奴町の方は皆さんそういう認識でいますので、もうちょっとそこは検討していただきたいし、時間で言ったら相当早くなるんですね。もちろん、上を使われると、高速道路というか無料なんで、基本的に。なんかそこまでの心配はいらないかなというふうには実際思うところでありますね。

○新田委員長 小原学校給食担当課長。

○小原学校給食担当課長 そういうことのご意見も踏まえてですね、業者とはきちんと連携をとってですね、確実に給食が届く手段を考えて参りたいというふうに考えております。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

片岡委員。

○片岡委員 私の方から1点ほどお伺いしたいと思います。資料の方で給食試食会、2月下旬ごろ開催されるということなんですが、この試食会の対象ですよね、これ児童生徒、先生のみの試食会なのか。その対象はどうなるのか教えてもらいたいと思います。

○小原学校給食担当課長 今回の試食会はですね、実際、三次学校給食センターで調理した給食をですね、配送業者の方に、学校の方に確実に届けてもらうことができるかということで行うようにしております。対象の方はですね、児童生徒、また保護者の方にもご案内をするように考えているところでございます。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 1点、予算についてお聞きします。今回、甲奴小学校、甲奴中学校なんですけれども、いわゆる、こういう学校給食センターから持ってくるときっていうのは、受け入れ校の、例えば配送のトラックを受入れるための工事だとか、そのようなところで予算確保されてたところもあると思うんですけれども、今回の場合、それは必要ないということですかね。食器を購入したりだとか、そういう受け入れ校の準備として、施設等の改修を行ったりだとか、その点についてはどのような予定になっているのか、1点お聞きします。

○新田委員長 小原学校給食担当課長。

○小原学校給食担当課長 まずですね、食器の方につきましては、現在ですね、以前購入したものがあります。ロットの関係ですね、余ったりしているものもございましたので、そちらの方で十分対応ができるということで考えております。また受け入れの学校の方ですね、環境整備なんですけども、各学校の方を訪問してですね、調査を行いました。甲奴小学校のところにつきましては、搬入口のかさ上げを行うことが必要であるということ、また甲奴中学校のところにつきましてはですね、今現在の配膳室の配膳棚を撤去して、配膳室を若干広げてスペースを確保するという、それほどですね、大きな工事

ではないということを確認しておりますので、今年度のですね、修繕予算で対応できるというふうに考えているところでございます。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

重信委員。

○重信委員 現在働いておられる調理員、または配送ルートのドライバー、この方々の身分保障といいますか、そのまま三次学校給食センターの方で勤務してもらうのか、そこの点をお知らせください。以上です。

○新田委員長 小原学校給食担当課長。

○小原学校給食担当課長 現在の調理場で勤務されている調理員の方は、市の会計年度任用職員で、栄養士はですね、広島県の臨時職員ということになっております。こちらの方につきましては、1年更新となっておりますので、それぞれの職種でですね、勤務を引き続き希望される場合には、どうしても採用試験をですね、受けていただくことになりますが、こちらの方のですね、情報等については、ご案内をしていってという丁寧な対応はとて参りたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○新田委員長 運転士さんも。

小原学校給食担当課長。

○小原学校給食担当課長 ドライバーの方はですね、現在、三次市シルバー人材センターの方に委託をしておりますので、こちらの方は三次市シルバー人材センターでの対応ということになってくるものと考えております。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

國重委員。

○國重委員 この給食センターですね、廃止後にそのまま使うのか、それともを取り壊しするのか、どのように考えているか教えてください。

○新田委員長 小原学校給食担当課長。

○小原学校給食担当課長 現在のところはですね、跡地利用については未定でございます。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 跡地利用のところで未定ということなんですけども、例えばここを、他のことに使いたいとかっていうような要望があれば、教育委員会としては、例えば無償譲渡するようなことになるのか。その辺ちょっとお伺いします。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 公共施設の総合管理計画にのっとりまして、適切な対応をして参りたいと思いますので、もしご相談があれば受けさせていただきますし、ただ調理場としてはもう老朽化しておりますの

で、使うのは難しいかと考えております。

○新田委員長 私の方から何点か。ルートの課題もありましたけども、給食を運ぶトラックですよね。これは、これに伴って増やすということになるのか。或いは現状のものを使うということになるのか。それから、広島県の臨時栄養職員ですか。栄養教諭ですかね。これは臨時の期間が終わるということになるんですが、今、栄養士2名プラス広島県も1名ですよね。この継続を求めるということがこの甲奴学校給食共同調理場を閉じるということに伴って、できはしないかだろうかというようなことは考えておられるかいないか。お願ひします。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 配送の方は、今シミュレーションなどもしておりますし、現行のものが使えますれば使おうと思っておりますけれども、少しちょっと難しいんじゃないかなというふうに考えておりますので、栄養士でございますけれども、おっしゃる通り今加配がついておりますので、引き続き、広島県の教育委員会の方へ強く要望して参りたいと考えております。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第92号の審査を終わります。ここで説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(学校給食担当課退室、教育企画課、学校教育課入室)

○新田委員長 それでは次に、議案第100号「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 議案第100号「三次市立学校設置条例の一部を改正する改正する条例（案）」についてご説明申し上げます。

本案は、三次市立小中学校のあり方に関する基本方針に基づき、令和8年4月1日から三次市立三次中学校と、三次市立君田中学校を再配置することに伴い、関係条例である三次市立学校設置条例の一部を改正しようとするものでございます。説明資料をご覧ください。三次中学校と君田中学校につきましては、再配置後の学校を三次中学校とし、君田中学校を廃止しようとするものでございますが、協議経過は、令和6年度から7年度にかけて、保護者や地域の皆様と協議し、再配置について合意していただき、令和7年5月23日に、君田中学校PTAと君田自治区連合会と覚書を締結いたしました。2ページをご覧ください。6月以降は、保護者や地域などに対し、具体的な再配置のスケジュールや、学校間交流の取組状況、通学対策、閉校記念事業などについての説明や意見交換を行い、再配置に向けて、保護者や地域の皆さんと連携して進めております。また、(3)君田中学校と三次中学校の再配置に向けた取組状況 ①生徒保護者間交流、3ページに移っていただきまして、②教職員交流、4ページに移っていただきまして、③地域間交流を行っております。5ページに入りまして、位置図と配置図、6ページに

は、現況写真を記載しております。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○新田委員長 それでは質疑を願います。

藤岡委員。

○藤岡委員 今回ですね、三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）ということで、今年の6月定例会において同じ議案のところでですね、修正案が出されました。修正案は賛成多数で可決をされました。その中の討論の場において、この提出理由等の説明に対してですね、これまで君田中学校を廃止することに対して、保護者であったりだとかまた、君田地区の住民の方々への説明のところが少なく、または拙速ではなかったのかという意見のところが出されておりました。保護者の方には4月2日、地域住民の方には5月16日になって初めて再配置の方向性が示されて、その説明会も1回のみであったと。そのような意見の中で修正案が可決されたわけですが、それから約半年経ってですね、教育委員会としてその議会としての判断をどのように受け止められて、今回の改正する条例案の上程に考えられたのか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 6月議会における議会としての議決は重く受けとめております。あり方の基本方針には、保護者、地域住民と丁寧な議論を行い、理解と協力を得て進めますと示しておりまして、教育委員会としても君田地域のみならず、他のすべての地域においても、丁寧に基本方針の説明を行い、理解と協力を得て、再配置を進めていくということで、説明の方をしているところでございます。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 6月の決定以降ですね、今説明していただいた通り、生徒保護者間交流または教職員間交流または地域間交流ということで、様々な場面で理解を得られるような行動をされてきたというふうに私も思っております。その中で、やはり説明当時から、保護者の方々、地域の方々は様々な不安があつたかというふうに思います。その不安を解決するために様々な交流会を開かれてきたと。その中で要望書の方が出ておりますが、この要望書に対しては、地域の方から要望書の方が提出をされておりますが、どのように対応されたのか、説明をいただきたいというふうに思います。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 地域からいただきました要望書につきましては、要望の表題にもありますように、君田小・中学校、また周辺施設についての利活用などにつきまして、6項目にわたりまして要望をいただいております。回答につきましては、令和7年9月10日にお渡しをしております。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 改めてその要望内容とその要望書に対してどのように回答されたのかをお聞かせください。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長　具体的には6項目、先ほど申しましたようにいただいておりますが、具体的に君田のグラウンドを女子野球の練習場として誘致して欲しい、それから、君田小・中学校施設を学びの多様化学校として開校して欲しい、それから、君田の中学校の武道場の活用について、それから4点目、放課後の居場所づくりについて、それから5点目、通学についての保護者の費用負担がないよう配慮して欲しいということ、それから6点目最後に制服や体操服などについて、三次中学校指定の6点にわたって要望をいただいております。回答につきましては、1点目の君田グラウンドの女子野球の練習場としての誘致につきましては、現状のままでの活用ということは困難であるということを回答しております。それから学びの多様化学校としての活用につきましては、現在、総合的な観点から検討を進めているということで回答をしております。それから、君田中学校武道場の活用につきましては、今後の活用について協議を進めさせていただきたいということで回答をしております。それから、放課後の居場所づくりについても、保護者の皆さんと協議をする、進めるということで回答しております。それから通学についての保護者負担、発生しないように配慮して欲しいということにつきましては、現在、スクールバスによる運行、スクールバスによる通学を想定していますので、保護者の費用負担はないことを回答しております。それから、制服、体操服については、現行のものを継続使用することを基本としておりますので、支給や購入補助は考えていないこと、それから生徒の意見を尊重しながらP.T.Aと連携して検討していくことを回答しております。以上です。

○新田委員長　國重委員。

○國重委員　先ほどもお話出ましたけど、6月定例会での議案47号という形で進んでましたが、この議案第100号に関してもですね、いろんな形の深掘りをしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに考えます。で、中学校は今すでに三次中学校へ行かれてるというふうに聞いておりますが、その間でのいろんなコミュニティとか保護者とのやりとりとか、そういうことは綿密にされているんでしょうか。教えてください。

○新田委員長　生徒間交流ということ。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長　生徒間交流でございますけれども、資料の①にございましたように、週1回程度の対面でありますとか、オンラインをやっておるところでございます。子どもたちは大変楽しそうにやっておりまして、生徒会では組織のあり方でありますとか、来年に向けた役員体制の話もしてると聞いております。本当は君田中学校の文化祭へ三次中学校の1、2年生が行く予定としておりましたけれども、君田中学校の方がインフルエンザで学校が閉校となりましたので、中止となって大変残念だったということも聞いております。最近ではオンラインで三次中学校が行った修学旅行の話をして、意見交換などもやっているというふうに聞いております。それぞれやはり最初は遠慮がちでございましたけれども、スポーツ交流等々を通して、来年に向けて一緒にやっていくというような機運は高まっているというふうに感じております。

○新田委員長 片岡委員。

○片岡委員 私の方からは1点とですね資料の方でもありましたけれども、5月23日に君田中学校PTAと君田自治区連合会で覚書を締結されたということで、その時は本当に、保護者の皆さん、君田自治区連合会の皆さんとともに苦渋の決断で判断押されたんだというふうに私は認識をしておりました。そのうち6月定例会で修正になったということで、その後ですね、保護者の方と君田自治区連合会の方、お話をされてますけれども、その辺の覚書の扱いですね、どう思われてるのか。覚書自体が、内容を変更してくれということがあったのかどうか。また教育委員会が、この覚書について、再度締結する予定があるのか。その辺の扱いをちょっとお伺いしたいと思います。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 6月の議会後におきましても、再配置に向けた課題でありますとか、心配事につきましては、継続的に保護者の皆さん地域の皆さんと意見交換を行ってきてているところでありますが、今おっしゃっていただきました覚書について、再び交わし直すですか、そういうことについては議論をしておりません。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 補足させていただきますと、資料にもございますように、中学校の保護者には7月11日、君田自治区連合会の役員の皆様には8月22日、君田地区全体におきましては11月14日に、これまでの6月議会以降の経過と今後の取組に係る協議の方をさせていただいております。保護者の方からは、来年から生徒が三次中学校でともに学ぶということを前提として、交流であるとか、通学環境の整備などの具体的なスケジュールを示して欲しいということで、お話をさせていただいております。君田自治区連合会からは先ほどお話をさせていただいた要望書もちょうだいをしております。地域の方からも先般、やはり学校施設の利活用の検討の進め方の意見でありますとか、通学路の維持管理などの話もいただいております。覚書をちょうだいして、それは君田の皆さんのが苦渋の決断だということは重々承知しておりますし、このような経過も経ておりますので、君田の皆様とは、未来志向で協議を進めているというふうにとらえております。

○新田委員長 その他ございますか。増田委員。

○増田委員 最初にちょっと戻るんですが、藤岡議員から質問があった地元からの要望6点ですかね、6点についての回答を述べていただいたんですけど、最初の君田グラウンドの件については困難で、そこから下は概ね検討するっていう部分で回答され、それをご答弁いただきましたが、そうした中で9月定例会ですよね、一般質問においては、学校の跡地利用について条例の未改正という状況が具体的に支障をきたしているっていう部分で、ご答弁いただいておりますが、今回条例改正によって、この要望6項目について、新たに進んでいきそうな部分っていうのは、内容としてあるんでしょうか。この条例改正は未改正なんでできませんよってご答弁されてるんで。これ改正することによって、この6項目のうち、何らかの部分で進んでいく部分があるのか、そのあたりをお聞かせください。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 おっしゃっていただきましたように、跡地の活用につきましては、条例が未改正というところで、なかなか進めることができておりませんけれども、地元におきましては、部会を設けて検討を始めていただいているところであります。先ほどありましたように、跡地の利用につきましても、市の方に要望いただいているところでありますので、市としても伴走しながら検討を進めていきたいと考えております。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 検討はされていくんだと思うんですけど、支障をきたしてるとご答弁されてますんで、これで実際進んでいく、跡地利用という部分だったら、もしかしたら1番なのかなと。1番とか2番ですよね。学びの多様化学校あたりなのかなとは思うんですけど、そのあたりは、この条例改正によって支障があったんで、未改正だとできなかつたんですけど、この改正によって、市としては進めていこう、具体的に最終的な部分は検討かもしれないですけど進めていこうというお考えなのか。その辺りちょっともう一度お願ひします。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 学校設置条例があったということで、やはり条例上は学校があるということになりますので、学校設置条例がご理解いただけましたら、やはり具体なところが出て参るというふうには考えております。もちろん検討はしますけれども、現在の検討ですと、学校が閉校になったという前提の上の検討でしかございませんけれども、条例の方がご可決いただいたら、具体化がしていくことこのことでございます。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 併せて聞かせてもらいたいんですけど、学びの多様化学校の要望が出てますけど、ちょっとそもそも論なんんですけど、もし仮に学びの多様化学校として、もう1年、3か月か4か月ぐらいですよね、1年少々ぐらいんですけど、そうした場合、もし逆に君田中学校を学びの多様化学校としてされていくという考え方があるんでしたら、学校設置条例の廃止をする必要があるんですか。それとも残しどうがやりやすい面はあるのかないのか。そのあたりちょっと教育委員会としてのご見解をお聞かせください。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 三次市立学校設置条例は、三次市が学校教育法第2条の規定に基づいて、小学校及び中学校を設置するための条例でございます。学びの多様化学校を設置するかどうかにかかわらず、今再配置によりまして、閉校が決まった時点で、議会にお諮りして、条例の整理をすべきものだというふうに判断をしております。

○新田委員長 その他ございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 通学のことなんですけども、以前は、公共交通で検討してますという形を言われてまして、保護者の方には説明があったと思うんですけども、公の場ではスクールバスになりましたっていうのはまだ多分詳しい説明はないと思うんで、ちょっとそこの詳しい説明、どこから乗っていくのかとかですね、その辺をちょっと説明していただきたいのが1点と、あと君田町から三次中学校に通われてる、また、来年通われる方っていうのは、費用負担っていうのは発生しないのかしていないのか、その辺教えてください。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 君田中学校に限らず、通学につきましては、公共交通が利用できる地域につきましては、公共交通の維持継続という観点からも、公共交通を使っていきたいということで、すべての地域に説明をさせていただいております。君田中学校につきましては、公共交通機関の利用も検討しましたが、現在はスクールバスの運行で通学をするように、保護者の方、地域の方とお話し合いを進めております。現状、君田中学校区から三次中学校区に通われている方は、通学区域の自由化制度を利用されておりままでの、保護者の責任のもとで通学をされているという状況でございます。今年度は。

○新田委員長 来年度は。

渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 来年度はスクールバスを利用していくことになります。費用負担はありません。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 もうちょっと詳しく。バスのこと。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 スクールバスは登校が1便、下校時は2便を予定しております。下校はクラブ活動のこともございますので2便予定をしております。乗り降りするところは、安全第一として、乗り降りに十分な広さがあって、自転車を止めることができる場所を今保護者及び運行事業者と検討して決定しているところでございます。費用負担についてはスクールバスの全数でございません。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 今のところに、こういう理由で公共交通機関でいくことが難しいと判断して、スクールバスを運行するようにしました。そこの理由のところですね、改めてお願ひします。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 現状の公共交通の運行時間と三次中学校の日課表を照らし合わせたときに、公共交通機関では難しいという判断をしております。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 何時何分には間に合わないとかあるじゃないですか。そのところで言うと、わかるんですけども帰りの便で言うと4時、6時もあったりするので、そこの疑問、どういうふうな、改めてい

わゆる今後の事例にもなると思うんです。原則を公共交通機関というふうなところで示している中で、どのような場合だったらスクールバスになるかと、今後の事例にもなると思うので、確かに朝の便だったら、君田方面から三次方面に行くのは確かに少ないなというのは思っております。ただ夕方の便で言うと幾つかあると。その中で地元の保護者さんでどういうふうな協議をして、今回スクールバスの導入をされたのかというのを教えていただいてもよろしいでしょうか。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 現行の運行時間ですと、帰宅、下校の際の便がですね、少し待っていただく、時間がマッチしませんので、そういう事情から、スクールバスでの運行ということで、今回、検討、お話し合いを進めているところであります。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 下校時間がクラブ活動がなければ、15時半程度。完全下校が16時40分というふうになっておりますので、なかなか公共交通、使えば使いたいというふうには考えておりますけれども、少し難しいのかなということで、このたび保護者の皆さんとも相談して、スクールバスといたしました。

○新田委員長 その他ございますか。

増田委員。

○増田委員 これ同じ部分でかぶるんですが、やはり6月11日の教育民生常任委員会ですね、議案の審査をするときじゃなくて、それより前の6月定例会前の教育民生常任委員会で、保護者の代表のご意見の中で、通学について不安に思われてる部分もあり、そうした中で具体的にまだ説明が十分なされてない、どういうふうに通うのか、公共交通なんかどうなんかも含めてよくわからない中で、6月11日、意見を言っていただきました。6月定例会では公共交通にするっていう部分で説明があり、先ほど藤岡委員の説明とも一緒になりますが、7月以降ですかね、スクールバスに変えられていかれたっていうのは、保護者の意見をそこでしっかり飲み取ってもらって変えてもらったってのは、その点については良かったんじゃないかなと思うんですが、そうした中で何番目かの要望の中に、放課後の居場所づくりっていう部分がありまして、これもしかしたらスクールバスの降りたところの自転車との乗り継ぎとか、そんな部分なのか、放課後児童クラブとはちょっと違うかもしれないけど一定程度例えば、君田中学校に一旦降ろしてそこでしばらくいて、保護者が迎えに来るとか、そういった部分もあるんかなと思うんですけど、そういった部分で放課後児童クラブとは違いますけど、子どもたちの居場所の確保というのは、ちょっとそのあたり考えていらっしゃらないのか。1点ほど聞かしてください。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 ご質問の方が、要望書をいただいた方の内容の方ですが、保護者の迎えが必要な場合の放課後の居場所づくりということでしたので、基本的にはスクールバスで登下校でございますけれども、学校で迎えを待つことになった場合には、できるような体制づくりは必要であるので、状況を把握

しながら、保護者と協議をして進めますという回答をさせていただいておるところでございます。いろいろな事情で、自分で来たり帰ったりができない場合のことということで、放り出すといったようなことはいたしませんので、必ず学校の方で責任を持って見させていただくということで回答させていただいております。

○新田委員長 学校でっていうのは統合先の三次中学校で、という意味ですか。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 学校でというのがその学校自体でやるか、コミュニティスクールの方も同じような話をしてくださいってありますので、まだ確定的なものではございませんが、いずれにいたしましても、1人でどこかでどうにかなるようなことはないような、体制はとらせていただきたいと思っております。

○新田委員長 よろしいですか。

増田委員。

○増田委員 その辺り、居場所づくりの意味がちょっとはっきりしなかったんでさっきの、先ほどのご説明でよくわかりました。ちょっと思いとは違ったんですけど、スクールバスを降りたときのこれ何箇所になるかって部分もあるんだと思うんですけど、3箇所なんか5箇所なんか6箇所なんか、ちょっとその辺もご説明いただきたいと思うんですけど、そうした中で例えば自転車置き場の整備とか、そういうった雨に濡れず対応できるとか、その辺りの施設整備とかその点についてお考えがあるのかちょっとお聞かせください。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 今もバスで来ておる子ども、中学校ではございませんけども、君田小学校の方は何人かおりまして、そういうところの場所も参考にしながら、安全第一で乗り降りに十分な広さがあって、自転車置き場を整備したことはございません。置けるような場所があるところでお願いをしているというのが現状ではございますけれども、検討のほうは進めておるところでございます。

○新田委員長 その他ございますか。

片岡委員。

○片岡委員 私の方から1点ですね、生徒間交流、結構回数重ねておられますけども、この生徒に対しての意見とか内容がわかれば、どんな意見があったかなと、教えてもらえばと思います。

○新田委員長 新谷学校教育課長。

○新谷学校教育課長 体育の授業とかをしたときに、ともに一緒に学ぶことができてとても楽しかったであったりとか、あと、生徒会については今後のことをしっかりと話し合っているということで、総じて楽しく感想は出ている状況ですし、特段、交流によって困った状況は出ていないという報告は校長先生からも確認しています。

○新田委員長 片岡委員。

○片岡委員 意見はあったんですけど、ちょっと馴染めないとか、そういうマイナスの意見はほとんど

なかつたという認識でいいですか。

○新田委員長 新谷学校教育課長。

○新谷学校教育課長 今のところそういう意見は出ておりません。

○新田委員長 その他ございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 6月に条例変更できなかつたことによって、閉校記念行事とかで、そつちは予算がついたと思うんですけど。その辺が今、まだ条例変更できていない中で、きちんとこう進んでるのかどうなのか。遅れが出てるのか。開催するのかどうかというところ、ちょっと情報があれば教えてください。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 閉校記念事業につきましては、地元の方で組織していただきまして、市の方も伴走しながら、現在準備が進んでいるというような状況です。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 影響はなく、もう計画通りに、最初からもう進めてるっていうところですか。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 少し戸惑いも持っていただいておりましたけれども、8月22日の方で役員会の方にもお話しさせていただきまして、組織体制の方は整えていただいております。一緒に協議をしていくということで、今準備を進めさせていただいているような状況でございます。

○新田委員長 4ページに、地域間交流ということで、両校の会議が何回か持たれていますが、学校運営協議会、現在中学校ごとに設置されている学校運営協議会に君田中学校も入るということになる。ところが君田にはまだ小学校がございますが、小学校の学校運営協議会も、この9日から11月まで開かれている中で、なんばか検討なり考えがあったのか。要するに当面の学校運営協議会をどう設置するかということですね。中学校が来年統合になった後。もう1点、以下学校運営協議会という名称でずっと書かれてますけども、君田の方は今年度まだ三次中学校区の学校運営協議委員には位置づいてないですよね。君田は君田の学校運営協議会、今年度はある。ただ、このずっと書いてある学校運営協議会っていうのは、どういうくくりの会議であったのかということと、熟議、協議、交流までありますけども、どういった中身が論議されたのか。

○新田委員長 渡部教育企画課長。

○渡部教育企画課長 学校運営協議会につきましては、今年度につきましては現在の学校運営協議会の体制の中で、それぞれ交流が進んでいるというところです。新たに再配置後の学校運営協議会ですが、君田中学校が入るというよりは、君田中学校区含めて、三次中学校区と新たな体制で、新たな学校運営協議会としてスタートするということでございますので、そのあり方について現在議論を進めていただいているところであります。おっしゃっていただいたように君田小学校の学校運営協議会の来年度からのあり方についても、この中でどういったあり方がよいかというところは、議論をしていただいている

ところであります。

○新田委員長 それが今の10月からの熟議、協議の中身ということですか。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 10月の熟議といいますのは、約50名の関係者、君田と三次の学校運営協議会の皆さん、河内も含めた3地区の自治連の皆さん、あと、君田と三次の教職員による熟議でございます。内容といたしましては、新しくできる学校運営協議会のめざす方向性でありますとか、繋がりの強化、具体的な取組の案などを話し合っていただきました。また、スポーツ交流でありますとか、伝統文化の交流、体験活動等のイベント等と一緒にやればどうかという話もいただいております。次回は生徒を交えて一緒にやるということも決まっております。

○新田委員長 ということは、今の教育委員会の考え方で言うと、学校運営協議会は中学校区単位でもって設置してきたという流れで言えば、君田小も含めて、君田中学校区運営協議会の中に位置づくということになるんですかね。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 この度、移行期間ということもございますので、君田小学校は君田小学校の学校運営協議会を作っていただくということでお話をさせていただいております。中学校の方が、三次と同じ学校運営協議会ということで、今のこの熟議等もしていただいております。

○新田委員長 で、教育委員会とすれば、将来的には三次中学校区全体の、進めるというか、考えたいというのでいいですか。いや、なぜ聞くかというと、布野も作木も候補の中で、同じことがこの後何年かで起こっていく過程では、三次中学校区というのはいわゆる、すべてを含むものとして完成をめざしていくというふうに考えていいですか。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 例えば、君田中学校はこの度、再配置で三次中学校区となる場合は、君田の方の中学校区に関しては、学校運営協議会は一緒にさせていただきますが、君田小学校の方は君田小学校として今ございますので、君田小学校の運営協議会としてやっていただくというふうにお願いをしております。君田のみならず、他のところもそうでございますけれども、再配置した学校は、その校区での学校運営協議会をしていただきて、例えばもし小学校なりがまだあるようでしたら、そこはそこで、小学校でも学校運営協議会をしていただきたいというのが今の考え方でございますが、それぞれのケースにつきましても、地域の皆様ともお話をさせていただくということで、最終的には決めていきたいと考えております。

○新田委員長 今、県北3中学校の統合を例に挙げましたけど、学校運営協議会というのが広い範囲になるということについて、答申のあり方検討委員会の中でも、学校運営協議会の再配置も検討しなければならないといった文言があったと思いますし、例えば君田で言えば、君田自治区連合会や地域が、中学生に直接関わる場は、これで随分減っていくことになるんだろうと。なら、君田自治区連合会

としてどうかというようなことも、この中で論議されたのかなと思って質問しましたが、これはまた一般質問でお聞きいたします。

その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で議案第100号の審査を終わります。教育部の皆さん、ありがとうございました。

(教育部退室)

○新田委員長 ここでしばらく休憩したいと思います。再開は午後1時5分とします。

午後12時3分 休憩

午後1時5分 再開

○新田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。採決に入る前に、陳情第2号「学校のすべての教室及び体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求めるについて」及び議案第100号「三次市率学校設置条例の一部を改正する条例（案）」についての自由討議を行い、その後、討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしということですので、そのように進めさせていただきます。

それでは初めに、陳情第2号「学校のすべての教室及び体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求めるについて」の自由討議を行います。発言のある方、挙手願います。

増田委員。

○増田委員 この陳情についての自由討議なんですが、特別教室のエアコン設置率を向上させることや体育館ですね、作木小学校以外設置されていないエアコンについても設置をしていきたいという陳情の趣旨っていうのは、本当に賛同する部分もあります。しかしながら教育部からの説明もありましたように、既存のエアコンの老朽化を優先させなければならない部分もあるとか、体育館の設置には大きな予算がかかることを見ると、陳情項目である、その計画を示すっていう部分がちょっと具体的には難しいかなと思う部分もあります。併せて、洋式便座100%については、児童生徒数からいうと、もしかしたら必ずしも必要でない部分もあるかもしれません。もう1点、温水便座、いわゆるウォシュレットみたいなのですかね、賛否両論あるということが一般論としてご説明ありましたが、それについては私の方も、ちょっとやっぱり衛生面とかであるかなと思うんで、陳情通りの実現ってのは全般的にちょっと難しい部分もあるかなと感じております。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。重信委員。

○重信委員 陳情に対して、自由討議をさせていただきます。説明者の岸さんからもですね、丁寧な説明もあったんですけども、具体的な、児童生徒の、また現場の声の明確な答弁もありませんでしたし、ちょっとその点については残念に思います。先ほど、増田委員も言われたように、今の既存のエアコン

を使っていく予算面からも、ちょっと厳しい面があるかなという意見でございます。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。藤岡委員。

○藤岡委員 今回、陳情2号に対してなんですが、改めて陳情項目としては、小中学校の特別教室を含むすべての教室にエアコンを設置すること、そして、体育館にもエアコンを設置すること、そのための予算を確保することというふうにあります。そして2つ目には学校のトイレの洋式化への移行を早急に実施すること、また、温水洗浄便座の設置を進める事というふうに、大きく2点の項目を陳情として求められています。エアコンについては今、増田委員、重信委員が言われた通りだと思います。体育館のエアコンの設置については、教育委員会としては今後設置したい方向性ではあるが、そのタイミングとしては、財政確保も含めて修繕であったりだとか、そういったタイミングを見計らって行って計画をしていくということです。ただ、今早急にこの体育館のエアコンを設置するということが、現状かなわない可能性が高いということも考えられます。また、2番の温水便座のところもですね、設置理由のところが、私立の学校が設置しているので公立も設置すべきというところではあったんですが、その必要性についてですね、なかなかちょっと理解が難しいところもありましたので、実施すべきというのと同じ意見ではあるんですけども、やはりこの陳情項目にあります温水洗浄便座をすべての学校に設置することが、費用対効果を含めて本当に今の三次市にとって必要なのかは疑問に思いました。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。片岡委員。

○片岡委員 私もですね、体育館のエアコンについては一般質問させてもらって、非常に賛同するところではあるんですけども、陳情項目の2について、温水便座については、やっぱりなかなか三次市の実情を把握されてないという点もありましたし、やっぱり実情に合わせてからまた進めるべきであろうというふうに、私もちよっと疑問に思ったのがありました。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。國重委員。

○國重委員 私もいろいろご意見聞かせていただいたんですが、一番引っかかったのはですね、エアコンの設置状況ということで、小学校、中学校が100%普通教室がついてると。特別教室については、他のいろんなところから比べて低いというのはあるんですが、いろんな形で努力をしながらですね、直せるものは直せるとかですね、そういうこともあったんで、これはまた早急にどうこうというふうな問題ではないかなと思っております。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、陳情第2号に係る自由討議を終わります。

次に、議案第100号「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」について、発言のある方、挙手を願います。

片岡委員。

○片岡委員 議案第100号をということで意見をさせてもらいたいと思います。前回6月定例会で同じ議案が出されましたけど、その時は修正案が可決されたということでございましたけれども、その時も拙速であるというご意見等がたくさん出たわけでありますけれども、それ以降の動きを見ても、6月17日に中学校区の学校運営協議会に閉校に関する記念事業の補助の説明があつたりとか、7月25日には、君田自治区連合会の方から、中学校の活用、その後ですね、再配置の後の利活用に対する要望が出ていて。この2か月で出ているっていうことで拙速だったんかな。どの辺でこう、住民の方の意見が変わったんかなという。当初からの思い、覚書について本当に苦渋の決断で住民の方、保護者の方はされたというふうに私は重く受けとめていたんですけども、本日説明を受けても覚書についても修正もないということでございますので、なかなか本当に地元の方が納得されたのかなと。どの時点でっていうのが私がちょっと疑問に思う点でございます。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 前回の議案のときに2回延長して、3日間にわたる審議をさせていただいて、もちろん君田自治区連合会の方、PTAの方からもご意見をいただきました。私は個人的には、大体君田の神楽大会であつたり、祭りであつたりっていうことはもう基本的に、行けるときは行くようにしていますし、いろんなところで声を集めるようにしています。その中で、私のところにはですね、跡地活用したっていう意見はあっても、その反対というところ、条例っていうのはちょっと聞いてなかったので、私としては、前回も賛成させていただきました。で、今、ちょっと、実は八幡小学校とかではですね、三次広域商工会の青年部が思い出づくりのためにですね、閉校のプロジェクトを企画してまして、来週の15日に吉舎小学校とですね、ゲームであつたりとか、クイズであつたりとかっていう企画をしています。君田に関しても同じように思い出づくりということで、プロジェクトとしては動かしていってたんですけども、やはり条例が変更になってないということで、まだですね、先に進めてないということが実際ありますて、この6か月の間に、いろんな市民の方にとってもですね、やりたいこともできない不具合も出てるのかなあというふうにちょっと感じまして、今回はもちろん賛成というところで早く通してあげたいという思いがあります。

○新田委員長 その他ございますか。

國重委員。

○國重委員 何度も言うようなんんですけど、6月定例会において、いろいろ賛否で基本的には反対という条例についてですね、ただしやはり次のステップがなかなか踏めないと。休校になった段階であれば、いろんな跡地の問題もできるだろうが、それが非常に遅れたということであって、今現在、いろんな要望が出てますが、それがすんなりいかないというところも非常にあるんですが、その辺も教育委員会もいろんな形で動いとるんで、しっかりとですね、情報交換なんかをしながら進んでいくというふうに私も思っておりますんで。とにかく今の状態では、もう少し早くスピード感を持ってやるべきではな

いかなと思います。以上です。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 私の方、6月定例会においては、委員会の時点ですね、議案に反対したという部分もありますが、その中で地域もPTAも、再配置に関する覚書に押印されたという事実自体はもちろんあるんですが、その経緯についてはあえてこの場では指摘しませんが、先ほど月橋副委員長よりありましたように、教育民生常任委員会、6月11日も含めたら4回、再配置についてはしていると思いますが、特に6月11日の教育民生常任委員会、先ほど質疑の中でも述べましたが、定例会前の委員会、これ公式な場です、公式の場の中で、保護者の代表や地域の代表などの聞き取りにおいて、通学手段や通学への補助について、補助が出るかどうかなど逆にこちらに質問があるような状況であり、十分な説明、わかりやすい説明ができていないような様子に感じました。そのあと6月の定例会の中でようやく、教育民生常任委員会の定例会の委員会の中で、公共交通をして通学するっていう説明があった事態で、状況ですよね、これはあくまで一例ではあるんですが、通学という学校の統廃合の根幹に関わる部分が、十分な説明もなく、議論も十分されていないことが示されている部分、これあくまで事例ですけど、あつたんではないかなという部分がありまして、また6月定例会時点では、ある意味計画ありきといったような状況であったんではないかと思います。その中で、その後6月定例会においては、委員会では否決っていう結果になった部分であります。その中でやっぱり3日間議論したっていう部分もあって、君田地区においては様々なことが、学校再配置がどういうことになるのかとか、どういうふうにされていくかっていうのが委員会、6月定例会の議論の中で君田にかかわらず全体の再配置に関しても、見える化にも、議論というのが一定程度、寄与していたんではないかと思います。これこの後説明会もされて、6月定例会後に、先ほども指摘ありましたように、要望等を出されていく中で進められていったという部分はあります。資料にもるる書かれていますように、回数も重ねられて進められたという部分ありますが、本来であれば、ある程度根幹の部分に関しては再配置前に、再配置の決定前ですよね、決定前に、今よその地域ではそれは議論されてますけど、再配置決定前になされる部分ではないかなと思います。併せてそういう議論、そういう説明やら協議やら、生徒間交流進んでいますんで、一定程度環境が進んでいるということは事実と受けとめております。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

重信委員。

○重信委員 午前中の皆さんのお見を聞いたり、また担当課の意見も聞いたりしてですね、やはり、ご努力されて、生徒間交流、また教職員、保護者交流もいろいろされておるようでございますし、保護者の思いとしては、公共交通からスクールバスへ大きく転換したというところは、いろいろ教育委員会も考えられているところなんで、今後、まだここに要望が6つ出ておりますが、制服等のことに関しては、依然として、今の既存のものを、制服、体操服を使うようなこともありますので、今後注視ていきたいと思います。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。藤岡委員。

○藤岡委員 改めてですね、今回、議案第100号「君田中学校の学校の設置条例の一部を改正する条例(案)」が、再度出されまして、6月定例会のことを振り返ってみると、この条例案については、最終的に本会議において修正案が出され、それが賛成多数で可決されたという経緯がございました。先ほど、委員さんも言われましたけど、私はその修正案に対して賛成という立場をとらせていただきました。そこの理由のところですよね、改めてご説明をさせていただくと、そもそも今回の学校の再配置、統廃合という言葉も使いますが、そもそも学校を統廃合することが決定ありきでこの合意形成が進められている。我々が君田の方々とも公式な場で意見交換をさせていただいた中で、やはりそこ、例えば通学、制服、または、我々は議員として、そういった現場の声、生の声を聞かせていただきて、そういう状況の中で今回、覚書が締結されて、不安な状況だけで前に進んでいるという状況、そういった合意形成の仕方に我々は疑問を呈し、修正案に対して賛成をさせていただいた経緯があります。必ずしも、討論でも述べましたましたが、一方的に統廃合であったり、再配置に反対するものではなく、場合によっては必要であるとも言っております。ただですね、今回の三次市の合意形成のやり方に疑問を投げかける形で、子どもたち保護者、すべての地域の方々に寄り添う形を示していただきたいという思いを述べさせていただきました。改めて今回ですね、12月定例会において、今回、条例案が上程されておりますが、教育委員会におかれましては、先ほど説明された中で、6月定例会以降、様々な場面で地域と意見交換をされたりまた、状況説明をされているというところは、前向きとして一定の評価ができるものだというふうに思っております。また、市長自ら行かれるまちづくりトークであったりだとか、またその後の説明会の中で、これは君田だけではないですけれども、議会の発信があったからこそ、例えば、まちづくりについては地域共創部も同じ場に同じ意見交換、また説明会に出席をしていただきて、議論が交わされたというふうにも思っております。今回、様々な6月定例会で、我々から述べさせていただいた不安、具体的に言うと、そういうお子さんであったりだとか、ご家庭、地域からの不安を解消することなくまたそこに対して、一定の議論をすることなく、合意形成をすることに対してはこの6月以降ですね、教育委員会、または三次市として取り組まれてきたと思っておりますので、そこは大変素晴らしいことであると思っております。また、先ほど重信委員も言われましたけれども、7月25日に配置後における君田小学校、君田中学校等の利活用に関する要望書が、君田自治区連合会から出されております。これこそがまさに地元が不安であるからこそ、どうにかして欲しいという前向きな、地元としての捉え方だと思っております。改めてそういった姿勢に対してですね、議会としては、教育委員会の取組、またはこれまで君田地域の関わってこられた方々を考えますと、今回の条例案については、いろいろ様々、考えないといけないのかなというふうには思っております。以上です。

○新田委員長 その他ございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 前回皆さん、今回言われてるのは教育委員会がこの半年間よくやったというか、丁寧

にやられたっていうのは、意見として聞こえてきたんですけども、反対までしてそこまでする必要があったのかなというのを思って、半年前に条例は通して、その上で教育委員会とのやりとりをして、そこでしっかりと議論すればよかったんじゃないかなと。反対することによって、やはり、議会がその市民の活動の足を引っ張るようなことをすべきではないというふうに私は思うんですけども。それは、皆さんどう思われますかね。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 それに直接的に答えるもんではないですが、先ほどの質疑を聞いていただいたらわかるんじゃないかと思いますけど、何回も教育委員会に投げかけました、支障というか妨げですよね、支障について何回も問い合わせましたけど、具体的な答弁は全くございませんでした。もう1つ、副委員長からの質疑に対しても、まだ条例出てませんけど確かに、条例出てませんけど、8月でしたっけ、から取り組み始めてますというような答弁もありましたんで。その公式の場については具体的な支障があつたっていうのは、支障がありましたという答弁ありましたけど、具体的に何ですかって言ったら答弁がなかつたのが実態ではないかなと思います。

○新田委員長 その他ございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 今、月橋副委員長の方から6月定例会の決定はおかしかったのではないかというふうなところ、投げかけがされたわけですけれども、多数決ではあります議会の判断なので、副委員長という立場でそれを言うのは少しおかしいというふうに私はちょっと疑問を呈してですね、意見を言わせていただきますが、1つ、議会として支障があつた、議会の判断が、例えば、君田自治区連合会または君田のご家庭、お子さんに迷惑をかけたのではないかというふうに言われましたけれども、その根拠がよくわからない。先ほど、少なくとも公式の場での質疑の中で、何か支障がありましたかということに対して、具体的にはこういうことが支障がありましたとかというものは出されておりませんし、副委員長も先ほど確認なかつたんですかというふうに確認したところ、あったという答弁はありませんでした。その判断からするに、議会として6月定例会のことが、何かその閉校行事に、何か大きな支障をきたしたという事実は全くないかなと。加えて言いますと、6月定例会、先ほど述べさせていただきましたが、我々教育民生常任委員会は実際にこの公式の場で、地域の方、保護者の方の不安の声というものを聞かせていただいております。その事実から今回、修正案に賛成というところに至つたのであって、教育委員会とか、今の三次市に対して迷惑をかけたいからというところで、賛成したつもりは一切ございません。

○新田委員長 その他ございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 教育委員会の答弁ではそういったところはないということは答えられましたけれども、そういう場だったのでっていうのもあるかもしれないんですけども、私としては、例えば、11月9日

にですね、君田で山の中フェスって言って、音楽イベントがされてるんですよね。君田の子育て世代の若い方とか中心で君田の方が立ち上げた今回のイベントだった。そういったところもちょっと行かしてもらいましたし、その前から意見は聞いてました。ここを活用していろんなことに使いたいんですというような意見を様々聞いておりました。やっぱりそうやって、議員っていうのは、自ら足を運んで意見を聞く必要があるんじゃないかなと思いますし、私が聞いてる範囲では、そういったところで、前向きに跡地を活用していろんなことがしたいという意見がほとんどだったので、私の、前回ですね、条例は通したいという思いで賛成したということです。

○新田委員長 その他ございますか。

増田委員。

○増田委員 私はやはり子どもたちの環境という部分でやっぱり大事かなと思いまして、それについての不安が残っている状況において、再配置が別に、討論のとき言いましたが、学校もうありきな、ないことがありきとか言うわけではないんですけど、やはり子どもたちの不安に対して、やっぱりしっかりと向き合ってやっていかないといけないと思いますし、君田の皆さんのご意見を聞いた、おそらく個人的に聞くっていう場面は幾らでもありますし、たくさんのご意見聞いています。厳しいご意見も賛同するご意見もたくさん聞いている中であります。後からも聞いてますが、そうした中でやっぱり判断して部分もありますんで、聞かずに判断したっていうわけでないことだけ申しあげます。それと併せまして、6か月遅れたからどうとかっていうのはもちろんご意見としてはある可能性ありますけど、ただそのあたり、7月は臨時会もありましたし、9月も定例会ございました。そういった中で、議案提案がなかったという部分に関して、今回の議案は直接関係ないことですが、その点については教育委員会側についても、慎重なご判断をされた結果ではないかなと受けております。当然議会側からも提案権もございますんで、ちょっと念のため指摘させてもらいます。

○新田委員長 その他ございますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 改めて、どうなんかなというところはいろいろあるんです。ここ、今全部で7名の教育民生常任委員の委員がいらっしゃいますが、それぞれ皆さんのが様々で、今回の君田中学校の再配置については様々なご意見を聞かれてきたと思います。もちろんそれは、個人の聞いた意見もあれば、100%納得のいくというところにはならないとは思いますが、少なくとも我々は教育民生常任委員会として活動してきた経緯がございます。やはり私はそこで聞かせていただいた意見というものを、率直に聞かせていただくのが、この教育民生常任委員会の活動としては正しかったのではないかというふうに思っております。

○新田委員長 その他ございますか。

片岡委員。

○片岡委員 先ほどから議論がありますように、6月のときに1つの論点として拙速であるという論点

があったと思うんですけども、そのうち6月に、中学校区の学校運営協議会でも閉校の説明があつたりとか、7月にもう君田自治区連合会からも、再配置後の活用についての要望書が出てるということで、本当にもう、拙速っていうことですよね。前回6月からまだ半年しかたってない中で、それ2か月でもう地元の方の合意をされてる。で、今まで交流は進んでますけど、実際それが良くなつたって、皆さん何かありますか。この解決されたその時の、変化があれば、ちょっと私が見つけられないだけかもしれないんすけど、これが良くなつたよねっていうのがあれば。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 これはまさに今日いただいた資料に書かれてる通りの事象ではないかと思います。全部をこれまでにしとくべきとは言いませんけど、かなり4ページにわたって詳細に書かれて、説明なり協議なり書かれている中で、変わってるか変わってないかっていうと、もうここが事実、そういうやっぱり、ある意味丁寧な取組っていうのはなされた部分は、7月以降あるんじゃないかなと思いますし、質疑のときも言いましたけど、それ自体を、一定程度根幹に関わる部分については先にしておくべきだつたんじゃないかなと。それが結局、通学の手段もよくわからないとかっていうような形で教育民生常任委員会の中での意見で出てきたんじゃないかなと思います。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 今、片岡委員の言われた指摘というか質問というのはすごく重要だと思うんです。実際さっきのところも、こういう不安が6月11日、我々聞かせていただいたのも、こういう不安がありますよ、だから修正案のところも1つ、それに関連しているところもあるわけです。それがこの半年間でどのように解消または解決に向かって協議されたのか、協議されたこと自体は先ほど教育委員会の方々から説明していただいた通り、意見交換または子どもたちの不安、または教職員の方々に対しても、受け入れ体制を整えるように様々な情報交換をされたというところがございました。また、6月のときもそうなんですけれども、やはり通学に対しての不安も多かったと。朝、この便に乗り遅れたらどうするとかとか、帰りもそれに迎えに行かんといけんのか様々な意見がございました。先ほどの説明の中でもスクールバスというのは、その時にはなかった情報で、1つ公式な場で今、どんどんどんどん協議が進んでいく。おそらくこの半年の中身の中で1個ずつ不安を解消されていっている、その証拠ではないかというふうに思います。もちろん、制服のことだとか、まだ解決できてない、または、まだ地域の中でも不安に残っていることが多くあると思いますが、そういう不安の解消に向けてに言うならば、教育委員会としても歩み寄りというか寄り添う形を示していただいているのでないかなというふうに私は思います。

○新田委員長 その他ございますか。

重信委員。

○重信委員 6月の修正案の可決は、教育委員会としても重く受けとめるという言葉も出しておられましたし、やはりこの今日の4ページにわたる資料ですね。その後、反省されてですね、丁寧な説明されて

いると思います。不安から不信に変わった時点もありましたけども、今はまだ 100%。安心には至ってないと思いますけども、やはり、保護者、また地域、本日も、君田自治区連合会の会長も傍聴におられましたが、やはり 1つ1つ課題解決していかなきやならないんだろうと私は思います。以上です。

○新田委員長 その他ござりますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 私の考え方とは違って、私は市が示す必要じゃなくて、地域がやりたいものをサポートしながら市と一緒にになってまちづくりをしていくっていう考え方なので、前回、市がまちづくりの指針を示す必要があるっていう、報告書にもありますけども委員長報告にも、その辺はクリアされたのかどうなかつていうのをちょっとお聞きしたいんですが。

○新田委員長 ご意見ござりますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 行政においてですね、地域が協働して行うまちづくりについては、今回やはりまちづくりビジョンの中にも、学校との連携であったりだとか、子ども、または学校との連携ということが多く入っている自治体も多いので、やはりそのまちづくりの道筋、やはり学校なき後、まちづくりビジョンにおいてどのような支障が出るのか、また今後まちづくりビジョンをつくり直す上で、そのまちづくりの道筋をですね、ともに考え、その示した上で合意を得なければいけないのではないかというところは私の意見でございます。そこに対して何かしら全部が解消されたと私は思っておりません。ただ、市長が行うまちづくりトークであったり、またはその後の意見交換の場で地域共創部の方も出席をしていただいてそういう意見をされている。また、日頃からですね、地域共創部の方々におかれましては各連合自治会に行っていただいて、その地域の不安であったりだとか実情というところをリサーチされているところも存じております。そういうところはですね、道筋をともに考えるところっていうところであれば、1つ、評価というか前向きとしてとらえることができるのではないかというふうに思っております。

○新田委員長 その他ござりますか。

増田委員。

○増田委員 まちづくりの指針について明確に示されて、それが大きく改善されるかどうかつていたら、それはいろいろ受け止めがあると思いますし、今藤岡委員がお話されたようなこともあると思いますが、ちょっとその経緯がどういうふうに、指摘とか、今すぐ資料が出てこないんで正確でない可能性もありますけど、やはりよその再配置の計画とか学校統合ですね、学校統合の計画に置いたら、やはりまちづくりの指針について明解に書かれている計画書、もう本当に分厚い計画書作られてるとこもありますし、それをまあ、それは地域で自ら考えるべきだ。いやいや行政主体で考えるべきだ。それはいろんな意見があると思います。それについて全部解決できたかどうかっていうのは言えませんが、ただ、その点もありますけど、実態としてっていうかもうすでに 6 月の時点で、もう再配置、議会の議決否

決通があっても、ある意味否決ですね、再配置の君田の部分に削除があったとしても、それはもうそのまま進めていくってのは6月から出でる話でもありますし、なおかつ現状として、先ほどから議論になってます4ページにわたって取組をされています。

○新田委員長 ちょっと今の課題をさらに広げて自由討議すると、時間は何ぼあっても、地域のあり方を問うという、今回は6月に、設置条例の同じものが出ていたものを否決し今回、どうかという議論の中で、学校のあるなしを問うたものであるという経過なりを含めての判断、ご意見をいただきたい。

その他ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようでしたら、以上で自由討議を終わります。ここでしばらく休憩したいと思います。再開は1時50分とします。

午後1時41分 休憩

午後1時50分 再開

○新田委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、委員会審査報告書に沿って、議案の採決討論を行います。

これより、陳情第2号「学校のすべての教室及び体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求めるについて」の討論を行います。討論願います。

藤岡委員。

○藤岡委員 今回、陳情第2号「学校のすべての教室及び体育館へのエアコンの設置とトイレの改修を求めるについて」、反対の立場として討論いたします。今回、陳情の内容といたしましては、1つ目に、小中学校の特別教室を含むすべての教室にエアコンを設置すること。また、体育館にエアコンを設置すること。そのための計画を示し予算を確保すること。2つ目に、学校のトイレの洋便器への移行を早急に実施すること。小中学校の特別教室を含むすべての教室にエアコンを設置すること。また、体育館にエアコンを設置することは、近年の夏の暑さなどの異常気象などの変化によって設置することは大変理解を示すものではありますが、三次市において、その財源確保の見通しが難しい、また、見通しがつかない点、温水洗浄便座につきましては、三次市の児童生徒のニーズを現在まで把握することができおらず、この温水洗浄便座を設置することが、必ずしも児童生徒の学びの環境を整えるとはまだ言い切れない部分がございまして、その必要性については優先度が低いということがございます。エアコンの設置や学校の洋式化については、引き続き三次市においても状況を見ながら検討していくことでございますので、改めて今回の陳情項目すべてをすることが、今の三次市の学びの環境を改善することにはまだ繋がらないのではないかという意見で、反対討論とさせていただきます。

○新田委員長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第2号を採決いたします。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○新田委員長 賛成なしと認め、本陳情は採択しないことに決しました。

この陳情の審査結果に至った理由、委員長報告に付すべき意見、先ほどの質疑、討論を中心にまとめることを、正副委員長に一任していただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 それではそのようにさせていただきます。

次に、議案第91号「三次市税条例の一部を改正する条例（案）」の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第91号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号「三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第92号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第100号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で採決を終わります。

次に、委員長報告ですが、今回の議案に報告に付すべき意見があればお願ひします。なお、ご意見は議案審査に関係するものとしてください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 それではお諮りいたします。委員長報告の原文作成につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ではそのようにさせていただき、後日、タブレットへ入れさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上で、教育民生常任委員会に係る議案の審査を終了します。委員の皆さん、ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩したいと思います。再開は2時5分とします。

午後1時57分 休憩

午後2時5分 再開

○新田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

教育部にかかる、「放課後児童クラブの民営化について」の調査を行います。初めに、教育部から説明を受け、その後、質疑を行います。それでは教育部の説明を求めます。

宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 それでは、放課後児童クラブの民間委託についてご説明いたします。資料の方をご覧ください。1.本市の現状と課題でございます。現状は、10小学校区で公設公営を21教室、民設民営を1教室開催しております。登録児童数は、12月1日現在で724名。利用時間や支援員補助員の数はご覧の通りでございます。

続いて下の課題でございます。放課後児童クラブの課題でございますが、まず一番最初に、放課後児童支援員の人材確保でございます。平日は1教室当たり2人を基本に支援員を配置しています。1日保育を行う、土曜日や長期休業日には、1教室につき最低4人の支援員が必要となります。特に、長期休業日における日々雇用の支援員の確保が困難となっており、常勤の支援員の時間外勤務などにより対応している状況です。一方で、土曜日は利用児童がおらず、休所となる児童クラブもあり、常勤の支援員が余剰となる実態も起きております。2ページ目をご覧ください。②子どもの特性に応じた保育の充実です。特別な支援を要する児童数は年々増加しており、放課後児童クラブでの支援の需要も高まってきています。様々な特性を持つ子どもたちに対応するために、より専門性の高い支援体制を整えていく必要があります。③として、見守るだけではない生活及び遊びの場の提供、保護者のニーズとして、多様な体験や遊びの場の提供が求められていますが、現在は体験活動の支援内容について、支援員の裁量によるところが大きい状況となっています。子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、児童の自主性、社会性及び創造性の向上と、基本的な生活習慣の確立が図れる体制づくりが必要と考えます。2.民間委託により期待される効果として、①サービスの向上 ②多様な人材確保 ③業務改善の項目を挙げております。③公設民営、民間委託に伴う留意点として、①民営となることへの保護者の不安感。3ページに移りまして、②運営経費の増加、の2項目を挙げております。4.取組状況でございます。保護者の皆さんとは、令和7年6月や7月のアンケート調査、10月の説明会の開催の際に、説明資料を文章でも通知いたしました。また、10月に2会場で全体説明会を開催いたしました。支援員とは、3回、7月、9月、11月の研修会において説明し、進捗状況の共有を行うとともに、質疑

応答の機会を設けました。また、仕様書等の参考にするため、ワークショップも行っております。

5.今後のスケジュールです。委託時期につきましては、当初、来年4月からのスタートを予定しておりましたが、保護者、支援員の意見を踏まえつつ検討しています。引き続き、不安が生じないような説明を行って参ります。参考資料をご覧ください。こちらは先ほど説明いたしました、10月の保護者説明会の開催通知に添付した資料です。アンケートでの質問について、カテゴリー別にお答えをしております。1ページ目は業務委託について、2ページ目は支援員について、運営内容について、3ページ目は窓口連絡、土曜日の集約について記載しております。土曜日の集約につきましては、保護者の意見を様々いただきまして、令和8年度の申し込み状況、実績により対応することに方針を見直しております。4ページは、その他として、民間委託と委託前と委託後の変更点を比較した表を作っております。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○新田委員長 質疑を願います。

藤岡委員。

○藤岡委員 説明ありがとうございました。何点か質問をさせていただくんすけれども、まず先日の一般質問でも、何名かの議員がこの放課後児童クラブの今後の運営については質問をさせていただき、また、三次市議会に対しては、6月13日の全員協議会で説明をしていただいたのが最後かなというふうに思います。改めてその時の全員協議会での話でのスケジュール、これは案でしたけれども、その時は、年明けにはプロポーザルをしたいというところで、プロポーザルの予算の請求であったりだとかをされていくということだったんですけども、まずこのスケジュールについても、おそらく変更があるんじゃないかなと思いますので、今、全員協議会で説明している内容と、また、今後のスケジュールの変更点についてまずお聞きしたいと思います。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 6月の全員協議会では、来年4月からの民間委託をめざしていきたいということでご説明をさせていただきましたが、先ほど説明をさせていただきましたけれども、保護者、支援員の方とですね、説明させていただく中で4月を一旦今見直しをかけている状況でございます。これをいつにするかというところについては、今、検討し進めておりますので、定まりましたらですね、改めてご提案なり、またそれに伴う予算等も議会の方へはお願いをしていくようになろうかというふうに考えております。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 ではそれに関連して、今働かれている方々であったり、また保護者の方々の意見のところでまだ集約ができるないというところ、集約というかまだ合意点ができるないというところだったかと思うんですけども、改めて、どのような点について、まだその要はこれから解決すべき課題、どのような点で、今の支援員さんであったりだとか保護者の方々との意見の相違、または不安というものがあるのかについて説明をいただきたいと思います。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 まず保護者の方についてアンケートでありますとか、説明会等でご意見をいただいた、書かせてはいただきました。様々に児童クラブの運営についてのですね、ご意見等もいただいておるところではございますが、民間委託ということについて大きく反対はですね、なかつたというふうに捉えております。子どもさんを預からせてもらう環境がよくなるということであればですね、それについては進めてもらえることについては、大きく反対するものではないと。ただ、何か変わるということがあればですね、やはりそういったところに対してのご不安というところは、やはりお持ちということでしたので、業者が決まった暁にはですね、こういった欠席とか連絡方法についても何か変わるようなことがあれば、そういうものについては、お伝えもさせていただかないといけないと思ってますし、そういう説明会等はまた改めてさせていただきますということで、ご説明をさせていただいております。支援員につきましてもやはり、雇用が変わるというところでですね、雇用についての不安といったようなところについては、やはり声は聞かせてもらっておりますので、先般の一般質問でもお答えを、部長の方が答弁させていただきましたけれども、業者が決まっていく中ではですね、最大限やはり希望される支援員については、雇用して、継続していただけるように、我々としても働きかけをさせていただくということは、常々お伝えをさせてもらってるという状況です。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 保護者と支援員、これからどういう問題があつて、それを解決すべきかというところでいふと、支援員との課題、待遇含めて処遇のところも含めて不安があるのでそこがまだ解決に至っていないと。だから、4月に民間委託するのがずれたと。ただ保護者側からの不安というかというのは、今具体的な説明はなかったので、どういった点がまだクリア、解消されてないので、この4月からの民間委託ができませんでした。そこについてはどのように考えられていらっしゃいます。またどのように分析をされていらっしゃるのか、質問します。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 保護者の方からはそれぞれいろんな意見いただきましたけれども、先ほど課長が申しましたように、よりよい環境になるのならということで、現時点で強い反対というございませんでした。しかしながら、支援員の皆さんのはり処遇の問題でありますとか、やはりどのような仕様になるかとかいう方がたくさんご不安の方がございまして、そちらの方を今、よりよい条件となるように仕様書等にも反映させるような話もさせていただいておるところでございます。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 ということは今のスケジュールがずれ込んでいる原因、原因というか、まず解決すべき課題というのは、支援員のその不安の解消というところで、保護者の方々からへの民間事業者への委託については、反対意見も含めて解決すべき問題はないという認識でよろしいでしょうか。

○新田委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 保護者の皆さんからも、こうなったらしいなというご意見はたくさんございます。ただ、それは民間委託に対する直接の反対ということではございません。支援員は結局、そのなぜ民間委託をしたいと私たちが思ってるかということで、先ほど申しましたように、やはり支援員を確保するというのが一番大きな問題でございますので、継続して雇用をしていただきたい支援員の皆様の処遇については十分検討させていただきたいということでございます。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 ではさつき説明いただきたい土曜日の集約についてなんですけれども、こちら注意書きで、当初は土曜日を集約する予定であったと。それを、保護者の方々利用者の方々からの意見を聞かせていただいた上で、今、見直しの方針については見直しを行ったというところなんですけれども、そもそも、今、提示していただいている資料にもある通り、すごい合理的な理由のところを言われてます。土曜日を集約する理由を、今、利用者が大体60人程度です。児童40人に対して1教室が基本なので、市全体で2教室あれば運営が可能であると。またそういった理由から土曜日については集約していくという合理的な理由のところを述べられているんですけども、どういった声があって、今回方針を見直しされようと、教育委員会の中で決定されたのか。その見直しをされた理由について、お聞きしたいと思います。

○新田委員長 山西社会教育課長

○山西社会教育課長 土曜日の集約についてはですね。やはり支援員の確保というところで、我々も苦慮しているということをお伝えした上でですね、数字もお示しをさせてもらっております。その中で、やはり一定程度、やはり少ないところですとですね、やはり本当に2人とか3人の児童に対して支援員が2人いるというような状況に対して、やはり心苦しいと言ったらあれですけれども、保護者の方としても一定の理解を示されるというところもありますし、とはいえ、送ってこられる保護者の方の負担を考えるとですね、今は、令和8年度については、すべて児童クラブをまず受けさせていただくということで、継続募集をさせてもらってますけれども、そういった中でいうとやはり、距離の問題というところのご不安とかですね、また併せて、やはり時間のところをですね、今は8時にさせてもらってますけれども、そのところの、もう少し早くなりませんかという、そこがクリアされればですね、どちらかというと時間の方を強く言われる保護者の方もあれば、片一方では、やはり距離のところもやはり不安視されるという声もありますので、どこかの時点で、またこれは一定の方針としてはですね、もう一度、改めて我々も議論して、ご提示をさせていただきたいということで、今保護者の方へはお伝えをさせてもらっています。

○新田委員長 その他ございますか。

片岡委員。

○片岡委員 私の方から1点。今後のスケジュールということで、今回見直しということでちょっとずれ込むこともあるかと思うんですけど、その辺の考え方で、年度途中でもう見直しが全部集約できまし

たってなった年度途中でも、この委託をするのか。じゃなくて、もう来年4月、切りのいいとこでされるのか。もしくは、もう令和8年度の4月からもできます。意見がまとまつたらしますって言うのか。その辺の感じを教えてもらえれば。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 委託に伴っては一般質問でも答弁させていただいたように、公募型のプロポーザルを考えておりますので、令和8年度中の委託とするのか、先ほど片岡委員おっしゃつていただいたように、令和9年度の4月をめざすのかというところについては、現在まだ議論をし、我々としても議論しております。子どもたちの変化とか、保護者の方への変化等を思うと、4月というところもありましょうし、また一方で、サービスの面で言いますと、変わるのは7月がいいんではないかというご意見もありますし、また、支援員の中にはですね、やはり4月の時期というところに対しての、やはり異動が伴ったり、子どもたちも入れ替わるところの中での不安感といったようなものも聞いております。様々ないろんな自治体、導入されておられるところを聞いても、やはりそれぞれに4月にしろ年度中途にしろ、一長一短というところは、様々にご意見聞いておりますので、最終的にそれらも踏まえてもう一度判断をしていきたいと思っております。ただ、例えば夏休みの中途、8月1日とかみたいに、多忙期ですね、急遽変わることなどということはないようにしながら、そこは一番よりよい時期というところを判断していきたいというふうに考えております。

○新田委員長 その他ござりますか。

増田委員。

○増田委員 全般的な部分も関わるんですけど、スケジュールについては、また保護者にも、多分12月定例会、多分というか12月定例会に議案提出っていう部分で説明されてまして。それから多分ブラッシュアップされてない。されているっていう児童クラブもあるかもしれませんけど、されてないんじゃないかなと思うんですけど。となると到底4月は無理としても、すでにもう3か月で遅れてってるんで、令和9年度辺りが最短コースになるんかなと思うところではあるんですが、そうした中でちょっと保護者の意見で、民営化について不安の声がなかったらいいけなかつたっていうのは確かに少なかつたんじゃないかなと思います。その原因としてやはりメリットしか書いてないんで、特に保護者に示したプレゼンとかは、メリットだけ書いて出されたんで、そういうたあたりでやっぱり民営化のデメリットっていう部分もあるんじゃないかなと思うんですよ。全部がメリットではないと思うんで、そのあたり議会への資料にはデメリット書いていただいてますが、この他にも例えば、事業者が撤退されたときのリスクとか、かねがね指摘されてる、いずれは保護者の負担増の懸念、運営費が上がるという部分がありますんで、保護者の負担増の懸念とかもあるとは思うんですが、そのあたり、もう少しデメリットの説明ってのをちゃんととしくべきなのと、あと市としてこの課題にもデメリットまでと言わないとしてもこの民営化についてちょっとデメリットというか不安に思う点についてはあれば、ご説明いただきたいと思います。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 増田議員おっしゃったように、企業ですので、何かしら企業の事情によって経営が立ち行かなくなるということは確かに想定はされるということは可能性として決してゼロではないというところはありますけれども、今現在、県内で導入されておられるところ聞かせていただく中で言うと、一定程度多く、安定的に経営をされておられるというところも持っておりますので、そこまでの状態というところは、そこまではお示しをさせてもらっていないという状況です。負担金のところにつきましては、民間委託をすると確かに事務費という部分がどうしても載って参りますので、一定程度委託料というものが、今の放課後児童クラブ経費そのものよりは増額になるんではないかという見通しを我々も持っていますが、ただ民間委託するから負担金を上げるとかということではなくって、やはり保育をどうしていくかというところの中で考えていきたいというふうには、引き続きこれは検討していくといけないといけない課題であろうというふうには思っておりますが、国が放課後児童クラブの運営に伴つて、保護者負担の割合を2分の1、残りの2分の1を国、県、自治体で3分の1ずつですね、実質6分の1という指針を以前から出しております。で、令和6年度決算ベースでいうとですね、決算ベースでいうと保護者の負担割合が2分の1、負担金でいただいているものが2分の1になってるかというと、決してそういうことではございません。ただ、一方でイコール上げていくのかっていうことではなくってですね、国の交付金措置も、様々に今、支援策が向上したりというところの中で、我々もバランスを見ておりますので、そういったところも踏まえながら、負担金というところはですね、今後も引き続き検討する課題ではあるうというふうには思っておりますが、保護者の方になかなかちょっと、今のような説明となかなか難しいというかわかりづらいところもあって、どちらかというとそこについては民間委託イコール負担金というようなご説明はさせてもらっていない状況でございます。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 まさにご答弁いただいた部分で、2分の1っていう部分があるんで、今後事務費とか、そういった委託費、また委託料、今決算とかで課題になっている委託料の上昇という部分ももちろん、会計年度任用職員も上昇していくんで、まあ同じことではあるんですけど、委託料の上昇という部分もありますし、大手企業だから安心だっていう部分もありますけど、大手企業でもやはり本市委託されたとこでも撤退されたとこありますんで、そういった部分で大きなリスクではないかなと思うんですけど、その中で保護者からかなりおっしゃってたのが、土曜日の集約に関して、支援員の確保が難しいという説明をされてる。その一方で、先ほどらい一番の目的は支援員の確保をしやすくすることだという、ちょっと相反する部分があるんじゃないかというのが保護者からも出てたと思うんですけど、そのあたり、もしかしたら仕様書の中で土曜日はもう2箇所にしますとか3箇所にします、4箇所にするっていうふうに考えていらっしゃるかもしれないんですけど、仕様書の中であえて土曜日の集約までうたわずに、一定程度、現状のままで引き受けてくださる民間事業を探すっていうことを仮に民間委託するにしても、そういった民間の努力っていう部分を、やっぱり民間委託するにはそこらすべきだというご指摘

が、もう何回も出てたような気がするんで。そうした民間事業者ならではのその支援員の確保の努力っていうふうに期待する部分とその仕様書については、その辺について一定程度考えていくという部分についてはいかがでしょうか。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 民間委託でまず支援員の確保を努めていきたいというところと、それから保育の質を上げていきたいというところで今回ご提案をさせていただいておりますで、一方でほぼ、支援員の確保は土曜日の集約というところで苦慮してます部分もあります。今の我々よりは、支援員の確保でありますとか働き方というところがより柔軟になる部分で、見込まれるところはありますけれども、ただ一方で、先ほどの負担のところも踏まえながらですね、保護者の負担も踏まえながら、どうしていけば放課後児童クラブがより良い継続をできるかというところは、引き続き併せて考えていくべき課題というふうに捉えておりますので、一定の土曜日のところについてのですね、方向性というところで今お示しをさせていただいて、令和8年度についてはまずは、現状をさせていただきながら状況の中で、今また引き続き話をさせていくとしておりますで、どのように最終的に民間委託のタイミングとですね、というのがもうすでに令和8年度が始まって以降からのタイミングになりますので、そういう、どういうふうな仕様になるかというところについてはですね、引き続き検討していくところだというふうに考えております。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 仕様について今後検討していくということですが、やってみてどうするかっていうふうに多分なかなか決める、やっぱり仕様書でどんぐらいの箇所を土曜日やってとかいうのがわからないと、多分、プロポーザルの予算の出しようがないんじゃないかなと思うんで、もしかしたら一定程度早めに出されるんかなと思うんですが、やっぱり説明の中で令和8年度は現状、ちょっとよくわかりにくい表現ではあるんですけど、受け止めとしては市内では現状通り、土曜日開設してくださるようなふうに保護者も受け取っていらっしゃるんで、まず令和8年度以降も続くんだろうと思って安心されている部分もあるんですが、その仕様書も、民間委託に出すんしたらもう今の時点ではほぼほぼ決まってないといけない状況になってるんじゃないかなと思うんですが、ほぼ固まってないといけないと思うんですけどそのあたり、やはりほぼ現状と、あのまでできるような部分で仕様を作成されていくってのはちょっと改めて考えていかないのか再度お伺いしたい。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 委託料の大半ていうのは人件費になりますので、開所時間、開設箇所によって、そこが変わってくるというところがございますので、そこについてはですね、一定の方向性は今持っています。で、民間委託ということは難しいということでご答弁させていただきましたので、令和8年度中になったときにどのタイミングかによるかというところ、今まだ、まさに検討している段階、見極めている段階ですので、その時点での、今令和8年度中、土曜日の集約については、もし利用がないというと

ころについてはですね、閉じさせてくださいというところはお伝えしますので、そういう状況を踏まえた最終的な仕様に反映ができないというところで、今検討というふうにはお伝えをさせていただきました。これが令和9年度になって、令和9年度の方針というものが仮にあればですね、そこはもちろん反映をさせていただかないといけないですし、それはまた改めて別途保護者の方にもですね、ご説明もしていかないといけないことだろうというふうに思ってますので、今時点での検討という表現をさせていただきました。ご理解をお願いします。

○新田委員長 今のもう1個の、民間委託に当たってはこうこうこういうふうにやりますという市側の仕様書、作る必要がありますよね。そこについて土曜日をどうするかっちゅうのが課題になってるわけですね、1つ。それは、途中で様子見て変えるっていうプロポーザルするんですか。プロポーザルである程度方向を示してスタートするか、違うと思うんですけど、ちょっと素人ですかね、この考え方。

山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 大きくは民間委託の部分とですね、土曜日の放課後児童クラブの運営については、それぞれ分けながら我々も取り組んでおりますので、児童クラブを委託するから土曜日を集約するということではなくってやはり、児童クラブの運営を継続的に行っていくときに、どのようなスタイルがいいかというところを考えながら、まず土曜日というのは1つ考えさせていただきたいというふうに思っておりますので、一旦、令和8年度の4月で委託ということにはなりませんので、令和8年度4月の時点で土曜日の一定の集約の方向、その時の実態というのが出ておろうというふうに思っておりますのでそれを踏まえて、仕様書の方についてはですね、もう一度早急、令和8年度の早い時期にはですね、お示ししてうまくいけばその中でやっぱりどこかの時点でスタートするまでに間に合うように、プロポーザルをかけていきたいという思いでございます。

○新田委員長 その他ございますか。

重信委員。

○重信委員 2点お伺いいたします。先ほど出ています人材確保なんですが、教員免許、保育士免許、るる書いてありますけども、やはり今もう教員OB、OGがいろいろと資格ですよね、緩和されるとかいうところはあるのか。無資格ということは多分ないとは思いますけども、そういうのが、どのように周知していくのか。もう1点はですね、14市町が今民間委託をされておりますが、大きなトラブルはなかったと、この文面に書いてありますが、14市町やっておられるところの中でですね、何か見本になったとか、ここが参考になったよとかいうところがあれば、大きなトラブルがなかったことは小さいトラブルがあったんかなと思うんですけども、その点お伺いいたします。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 今三次市では、先ほど委員おっしゃっていただいたように、保育士資格や教員免許をお持ちの方を支援員かつ広島県が実施する研修にですね、受けていただいた方を支援員として採用させてもらっています。補助員という制度の中においてもですね、我々は今、先ほど言いました教員免許

や保育士資格をお持ちの方を採用させてもらっています。自治体によってはですね、ここの補助員については、いわゆる教員免許等お持ちでなくともですね、されておられるというところもございます。委託業者によってはですね、様々な研修もありますので、現場経験を積んでいただく中で、その部分を解消されてるところもございます。決して国の指針で市も準じておりますけれども、いわゆる免許をお持ちで、県が実施する研修を受けた資格者をゼロで保育するということはありませんので、1名は必ずいていただいて、もう1人補助の方を、今うちは教員免許等はお持ちということにされてますけれども、そこを少し緩やかにされながら、研修で人材育成もされて、確保に努められている事例もございますし、また他の自治体等で聞かせていただきましたけれども、やはり今我々が、先ほどもちょっとと言いましたけども、今我々がやっているのは年間5回程度の全体の研修にはなりますけれども、やはり民間事業者がありましたらですね、オンラインであったりeラーニングというような手法も取り入れながら、年間の研修体制というのをやっぱり、今の我々がやっているものよりは遙かに多いので、そういう面で言うとですね、支援員のスキルアップに繋がったりというようなところのお声というのを聞かせてもらつてますので、そういう面ではメリットかなというふうに思っております。

○新田委員長 重信委員。

○重信委員 他市町ですね、今14市町が民間委託してやっておられるんですが、大きなトラブルはなかったということも文章に書いてあるんですが、小さいトラブルがあったのか。どこを、いいところは、言葉悪いですが、いいところを参考にしておられる、どこを参考にされるのか。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 自治体のところで言いますと、府中市や三原市、それから世羅町等は、いろいろとお聞かせをさせていただいております。小さなトラブルの点で言いますとですね、やはり民間委託に伴って、支援員がそれ以上のやはり、いわゆるセカンドキャリアと言ったらあれですけれども、いわゆる退職された後に働く方も多いいらっしゃるので、そのときにですね、やはりこれ以上のスキルアップはいいかなというところを言われて、ちょっと支援員が自ら辞退をされるっていうところの声も一部あったというところの中で言うとですね、市の方も一緒にもうちょっと頑張ってみませんかというお声掛けをしたよっていうようなところは、あったよということはちょっと聞いておりますけれども、児童の保育等についてはですね、常勤のスタッフを置かれるなどしてですね、実際に無関係になると言いませんけれども、どんどんとその保護者の方とですね、何か協議をしたりすることについては大きく本当に減りましたということで、お声も聞かせてもらっているところですので、そこについては支援員のバックアップ体制についても、良くなつたというふうにその3つの自治体からもですね、聞かせてもらつてます。

○新田委員長 その他ございますか。

月橋副委員長。

○月橋副委員長 私は人材確保の面で、教育委員会は苦労されてるのは知っていますけど、人材確保の面

でやっぱり民間委託っていうのは、ノウハウを持たれてるので大賛成なんんですけど、その中でメリットは大きいと思うんです。その中で多様なプログラムとかっていうのは、いろいろあると思うんですけど、どんなのがあるのか教えていただきたいのと、あとは、やっぱり保護者の方困られるのは、今、アナログなんで、連絡とかが。その部分の連絡用アプリとかのデジタルですよね、それは民間委託したらほとんどされてるのか、ちょっとその辺、どうなるのか教えてもらえたたらと。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 先ほどお伝えさしてもらった先行自治体のところにお伺いをしましたけれども、委託業者はそれぞれ違われてましたけれども、やはりいわゆる連絡ツールというのはそれぞれ似たようなものをお持ちで、いわゆる保護者の方がスマホから今日休みますということを連絡できたり、子どもにQRをカードのようなものを持っていただいて、児童クラブに行ったらそれをQRにかざせばですね、保護者のスマホに、今当会したよ、というのが保護者の方は今日も行ったねっていうのが、お勤めでもわかるっていうような仕組みは、いずれも入れられておられましたので、我々としてもそれはすごくいい仕組みだなというふうには思っておるところです。あと、多様な体験のところですね、やはりコロナのところもあって様々にあって、いろいろ苦慮されたというふうにはお伺いしてますけど、1つはオンラインで、他の児童クラブ、同じ自治体の中の児童クラブだけではなくて系列の委託を受けられてくれる市外とか、もっと言うと、海外まで含めてですね、オンラインでの子どもたちの交流事業をやられたりっていうところもあったりですね、ちょっとすべてそれがどこでもできるということではないかもしませんけれども、オンラインでの提携の工場見学をしたりとかっていうようなところ、それから屋内等ですね、いろんな遊びとかっていうところを、いわゆるキットみたいなものをお持ちですので、そういうものを児童クラブの中で体験をされるというようなところは、いろいろとそれぞれ業者、いろいろお持ちのようです。この辺についてはプロポーザルでどういった提案をいただけるかというところの中で選んでいくようになっていくかなというところはありますので、ちょっとと体系についてこれが必ずできますというところは、ちょっと我々も思いませんけれども、これを言っていいかわかりませんが、担当とすればですね、保護者の連絡ツールをしっかり持っておられる業者っていうところはですね、また、本当に担当の思いとすれば、選んでいければいいかなというのはちょっと思ったりはしております。

○新田委員長 月橋副委員長。

○月橋副委員長 もうちょっと詳しく教えてもらいたいんですけど、確かに今言われたみたいに、保護者の方からしてみたら学校から歩いて児童クラブ行って、そこへ行ってるのかどうかっていうの確認を取りようがないわけですね。普段ね。さっきのアプリだと、それって携帯を持っている子どもじやないとできないのかな、どうもわかんないんですけど、それって、そこに児童クラブに行ったっていうことと、出たっていうことがわかるのかどうかわからないんですけど、もしそういうのがあるんだったら、もちろん保護者の方は安心できるかなと思うんですけど、その辺もうちょっと詳しく教えてください。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 QRをですね、プリントして、ラミネート加工をしたようなもの、雨に濡れても丈夫なものを持たれるということで、子どもがQRを持たれて、それを紙のこういうペラペラなものだと破れてはいけないので、ちょっと硬いものを持たれて実際にはされるというふうに聞いてますんで、帰られるときも、基本通していただくというのはルールにされてるようでして、もちろん直接の保護者というのはちょっとあれですけど、いわゆるお父さんお母さんと一緒に帰られる場合であればそのままですけど、例えばおじいさんとかおばあさんとか、あともしかしたらお友達にもし、その日たまたまどうしてもお願ひしないといけない場合でもですね、ピッとすれば退会した、今日はそこから出たということですね、通知はされるということですので、そういった面でいうと1つ安心に繋がるのかなというふうには考えております。

○新田委員長 その他ございますか。

國重委員。

○國重委員 1点ほどお伺いしたいんですが、この民間委託なんですけれども、基本的にはそのプロポーザルで業者さんを決めるということなんですが、うつわ的にかなりいろんな人を集めるとかそういう形のできる会社ではないかなと思うんですけども、一応市としての基準が、そういうものがあるんですかね。プロポーザルの。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 プロポーザルをまずさせていただくにあたって放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業を実施されてる実績をお持ちの業者を、まずは条件にはさせていただきたいというふうには思っております。やはり実績を持っておられるところでというところはまずは条件にさせていただければというふうに考えております。

○新田委員長 その他ございますか。

片岡委員。

○片岡委員 1点だけお伺いしたいんですけど、今回民間委託ということになるんですけども、この中で責任の所在ですよね、どこまでが民間の責任であって、全く市には責任がないってことはないと思うんですが、どこまでが市の責任であって、その辺どんな考えになるのか、ちょっとお伺いしたい。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 基本的な運営、まず支援員の雇用については、民間委託の方でさせていただきますので、あわせて基本的な児童クラブの運営のところについての、まずの責任は委託業者で持っていたりしますから、例えば、放課後児童クラブ内で子ども同士喧嘩をしたよとかですね、何か物を壊したよというようなところについてはですね、まずは委託業者の方から保護者なりと連携していただいたり、喧嘩等があった場合の仲裁であったり、その後のフォローといったところについてはしていただきますが、その中でただ、先ほどおっしゃっていただいたように、市の方がまるで無関係になるわけ無責任

になるわけではございませんので、定期的な事務連携会議を持ちながら情報共有に努めるとともにですね、どうしても、保護者連携の中で市も一緒にお話を聞く場面というのが出ればですね、そういうたきには対応はしていかないといけなくなるというふうに思ってますし、施設については引き続き、市の方が設置者でございますので、市の施設についてのですね、改修等を伴う場合についてはですね、市の方で対応して参るという考え方でございます。

○新田委員長 質問をさせていただきたいんですけども、お聞きしたいのは先ほど片岡委員が言われた市の責任の所在というか、そのすみ分けをどのようにされているのかという点なんです。細かいところでまず1点目、施設の管理については、軽微な修繕は事業者、大規模修繕は市となってはあるんですけども、要はここの基準ですよね、この程度だったら事業者、この規模だったら市が負担しますというそこの修繕の費用負担についてはどのようなすみ分けがされているのか。そして、保護者との連絡、学校との連絡も、各クラブ事業者または市、これ様々なすべてのところが関わることはいいことだと思うんですけども、見方によると、いろいろ相談窓口がたくさんあり過ぎてまた情報が混雑してトラブルの原因にもなりそうな気もしております。そういったものも含めて業務委託仕様書に関わってくることかなと思っているんですけども、このようにクラブ事業者、市のこの修繕費だとか、連絡手段、連携のすみ分けというのはどのようにになっているのか、お聞きしたいと思います。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 仕様に関わるところですので具体的のところというのはまた今後これからというところになりますが、一定の修繕費、いわゆる、例えば、本当に小規模の修繕、電球を替えるでありますとか、例えばドアクローザーが壊れたよというようなところについては、委託料の中に修繕費を見ながらですね、させていただければというふうに思っております。基本的に学校は、例えばこの日、運動会があって、代休日が次の何曜日になるので、例えば、その日は朝から開けて欲しいよっていうようなことについてはですね、今は市の教育委員会とも連携しながら支援、指示を出しておりますけれども、基本的には、委託業者にいる、その常駐スタッフを中心にですね、まずは学校と事業者の方で連携していただくというのが基本になろうというふうには考えておりますが、特に委託当初というのは、様々にいろんなところが出てきて、これはどうするんかというところは実際出てこようと思いつますので、その辺についてはですね、連携情報共有をしっかりとしながらですね、またルールづくりといいますか、運用についても引き続き、委託になった暁にはですね、丁寧にプラッシュアップも必要だろうというふうには考えております。

○新田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 その上で、臨機応変な対応が必要かと思うんですけども、今おっしゃった通りに、やはり業務委託仕様書というものが1つ、基本になってくるのかなと思っているんですが、この業務委託仕様書というのは、どの段階で作成される予定なんでしょうか。もう作られているのか、プロポーザルをするときに作るとか。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 プロポーザルをするときには、これを公表しないと業者が募集できませんので、そこではきちんと出していかないといけないというふうにはもちろん当然思っております。現在についてはですね、素案のところ、まるでノープランということではないですけれども、今我々としてはそれをどうどういうふうに最終的に出していかかというところについてはまだ、検討はさせてもらっている段階というところでございます。

○新田委員長 ちょっと今のところで私から1点だけ。最後の資料の表を、委託前と委託後のところにですね、リーダー（支援員）、現在市は設置していません。設置する予定、こうなってます。ここには、現在会計年度の皆さんのがそれぞれのところへ、一応体制上は、その日に集まった3～4人、集まったというか勤める方がいらっしゃって、それぞれ自分の任務をやっている。設置する予定というのは、業者に委託したら、全体を取りまとめる、或いは管理監督する役目が必要という意味でこれが書いてあるのか。もう1個、現在そうは言うても、班長さんとか置かれてますよね。市へ。現在の市の支援員の中に。違うんですかね。要するに職員体制、ここにこれだけ示してありますが、どの程度を考えておられるかというのを聞きたい。

山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 現在支援員の方については、一律、会計年度任用職員ということで、勤務の年数によって、いわゆる、給与の差はありますけれども役職によってですね、いわゆる賃金に差があるというようなことにはなっておりまます。つまり役職がございませんので、みんな一律に会計年度任用職員という、放課後児童支援員という職で勤務をいただいております。ですので、児童クラブには複数の支援員が多いところで、教室5クラスあれば2人ずつの常勤の支援員がいらっしゃって10人とかいらっしゃったり、少ないところでは1教室2人というところでやっておられますので、ここについてはですね、少ないところであれば2人でよく相談されながら、大きなところであれば、やはり経験の長い方ですね、一応リーダー的になっていらっしゃる状態というのはあります。ですが、先ほども他の自治体の例もちょっとお聞きされましたけれども、やはり導入されてるところに至って、やはり同様のようなどころもあったようにお聞きします。ただ、この民間委託を機にですね、やはり組織的に子どもの居場所づくりを作っていくということにあたっては各児童クラブにもですね、いわゆる保育所という所長のようなポジションを置くようにですね、仕様を書かれてるところが多くございますので、我々としてもこれを機にですね、ポジションを置いていただくというところは、仕様に謳っていければいいんではないかというふうに考えております。あわせて、全体を今統括する、どう言つたらいいですかね、いろんな呼び名をされてますエリアマネージャー的な人はですね、やはり現場サポートする職員も仕様にしていきたいというふうには考えております。

○新田委員長 エリアマネージャー的なのはつけるように、仕様で責任者を置いてくれというふうにしたいという、業者によってはそれを業者が責任を持つっていうのがありますか。それとも、三次市

は、会計年度の現状職員の多くが雇用をしていただくという方向で話はされていると思うんですけども、その中から考えるとかいうようなのは、そこはどうなんでしょうか。業者側がつける。エリアマネージャー、或いは、いやいや、よく知つとるんじやけこん中から誰かを位置付けてくれというような考え方があるかなしか。

山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 いろんな事業者の方ともちょっといろいろとどういう体制かというところは我々もヒアリングをさせてもらったり、他の自治体での運営を聞かせてもらいますけれども、エリアマネージャー的な職に就かれる方はですね、いわゆる朝は事務をしながら、午後は現場が児童クラブの保育があるので、現場を巡回しながら現場のサポートもされるというような体制を取っておられますので、いわゆる、フルタイムの雇用というところでされます。そういう意味でいうと、それにかなう方ということになりますので、事業者の方に、例としてはですね、本部から連れてこられるパターンがまず1つと、中には、今の支援員の方とですね、面談したりとか勤務の条件を見ながら、その方がフルタイムで働きたいってことなんですね、その辺も合えばですね、いわゆるスキルアップといいますか、上がられた例もありますので、それについてはいろいろな条件だろうというふうな状況だろうというふうに思いますけれども、1つ想定はされるのは、いずれの段階においてもまず委託してスタートということになればですね、本部なりから準備されるというのが多いのは多いというふうには伺っています。どうしても今の支援員の子どもたちのメインの保育以外のところも、やっぱり事務のことだったりとかいうところも踏まえて、そのエリアマネージャーという職になられますので、それについて、いきなり民間委託期に、今の支援員がエリアマネージャーになられるというのは多くはない。けれどもゆくゆくはそういったケースというのは、実際にはありますよ、というお話を聞かせてもらっています。

○新田委員長 わかりました。その他ございますか。

増田委員。

○増田委員 学校との連携ですよね。学校との連携、先ほど相談は事業者がするっていうふうにありましたけども、学校とやっぱり子どもたちのことなんで、学校の連携っていうのはしっかりやってかにゃいけんと思うんですけど、その辺りはもうしっかり教育委員会としてできるような体制っていうか、仕様書なり何らかで、何か学校との連携について今でもちょっと連携できてないっていう声結構あるんですよ。やっぱり学校の情報が伝わらないとか、もちろん、学校を欠席したりしても、児童クラブに伝わらないという現実的なところもありますし、その連携というのをしっかりしていくような仕様書にされるかっていうのが1点と、もう1つ集約の話が土曜日ばっかりとか出てましたけど、現状でも平日夕方とか土曜日とか集約してますけど、今後、支援員の確保の状況とか、民間事業者でももしかしたら支援員の確保に苦戦した場合、児童クラブの定員ってのは40人ぐらいって聞いてますんで、場合によつては例えば、八次児童クラブ5教室あるんですけど、4教室で集約して運用することとかいうのは認めていくんか、そのあたりちょっとお聞かせください。もう1つ、入会申し込み書については今、一部児

童クラブに提出してますよね。児童クラブ現在多分、ちょうど今最中で、児童クラブの会計年度任用職員がある意味個人情報の部分で接してみていらっしゃいますけど、これっていうのは、委託後は民間事業者が同じようにされるということでおろしいですか。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 学校と、もちろん当然市とも連携はしていかないといけませんので、その辺については仕様書の方には明記をしていかないといけないというふうに思っております。集約についてはですね、先ほど八次を例に挙げてくださいましたけれども、例えばこの先に人数がですね、一定程度、少なくなるという、利用が少なくなるということがあればですね、それに伴って、教室の数を維持するという、どういった体制がいいかというところについてはですね、現場、委託を、今でもそうですが委託後も、現場の声も聞かせていただきながら、そこは判断をしていかなければならないことかなというふうに、思っておりますで、委託後はどのように、児童クラブの入会受け付けをしていくかというところについては、細かいところは、今後詰めていかないといけないところになろうかと思いますが、やはり家庭の連絡というようなことでの個人情報というのは、当然引き続き支援員には扱っていたいきますので、個人情報には留意していただきながらですね、その辺は適切に対応して参りたいというふうに考えております。

○新田委員長 増田委員。

○増田委員 集約について、事業者の判断でそういう縮小とかを、ある意味言い方よくありませんが、フレキシブルな運用になるかもしれないけど、そういうことについては認めていく考えなのか。その辺りは市で5教室って決めたらちゃんと5教室守っていけるのか。その辺りをお聞かせください。

○新田委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 基本的にはそのうちでまず設定し、年度当初に設定させていただく教室数であろうと思いますが、例えばお盆でありますとか、年末年始等ですね、やはり少ないときには今も一緒になっていただいて、それはさせてもらっていますので、そこの運用についてはですね、事業者の方にはお任せをさせていただけたら、もちろん当然報告をいただきながらということになろうと思いませんけれども、どういった運用というのは十分想定されるというふうに考えております。

○新田委員長 その他ござりますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新田委員長 ないようですので、以上で所管事務調査を終わります。教育部の皆さん、ありがとうございました。

(教育部退室)

○新田委員長 以上で、教育民生常任委員会を終了します。委員の皆さん、ご苦労さまでした。

午後3時3分 終了

三次市議会委員会条例第 28 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 12 月 8 日

教育民生常任委員会

委員長 新田 真一